正字通、辰集中木部、機字注ヨ、機幾ハ義通ス、ト見ヘてそろそろそろくそろそろし萬機ヨロツノマツリゴトと訓ヨい馮衍傳の注ニ、ヒトしお据つと見ゆ、

○旬ハ説文ヨ徧也、品字箋丙集論語ヨ旬徧也、大雅其下侯旬、又来宣、又均也、易豊初文雖旬无咎、本義旬均也、云々、ヲろヲろ見えて、天子百官とヒトしく宴しあふよしの名之周礼徒教官之職均人の注ヨ旬均也ト宴儀シンギ、云々、

宸儀（シンギ）十九丁表

以呂波字類抄九の巻志部畳字門

江家次第一の巻小朝拝の条ヨ、次宸儀出御、云々、考ヘのヨ、宸儀ハ天子御ス之云々、建武年中行事元日の巻節會ヨ、宸儀侍をし出ぬきて入御云々、代始和抄即位日ヨ、二丸の女嬬（ニョウジュ）髯（ヒゲ）を伏ヒ出バ宸儀をしめて見之ホ云々、北史一の巻魏本紀一ヨ、天興元年云々、左丞相衛王儀及王公卿士詣闕上書、曰云々、退身後（シリゾキ）已宸儀未（マダ）彰（アラハ）云々、

閼閣（カツカク）十九丁表

室町殿義教公いまゝ従一位大納言のほど、あらを、あゞ見そのく書ヲてゝゝゝゝく、字彙戌集門部

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

閤字注ㇾ古㕥切音蛤内中小門ニ漢文翁傳出ニ
入ㇾ閨閤ニ唐制天子御ㇾ便殿ニ見ㇾ群臣ㇾ謂ㇾ之入閤ㇾ又
門下省以ㇾ黄塗ㇾ門ㇾ謂ㇾ之黄閤ㇾ又長官曰ㇾ閤老ㇾ云
々韻會小補合(サ)の卷(マキ)独音葛合切音與曷韻葛同ㇾ
説文閤門旁戸也从ㇾ門合声再雅小國謂ㇾ之ㇾ閤ㇾ
唐制天子曰ㇾ御ㇾ前朝ニ見ㇾ群臣ㇾ曰常參ㇾ朝望(等)蔫(ハ)食ㇾ
陵寢有ㇾ思慕之感不ㇾ能ㇾ臨ニ前殿ㇾ則御ニ便殿ㇾ謂ㇾ之ㇾ
入閤前殿宣政殿便殿紫宸殿立ㇾ仗於ニ前殿ㇾ喚ㇾ
仗則自ㇾ東西閤入ㇾ故曰ㇾ入閤ㇾ又公孫弘傳ニ開ㇾ東
閤ㇾ以延ニ賢人ㇾ師古曰閤者小門東向開ㇾ之避ㇾ當ㇾ
庭門ニ而引ニ賓客ㇾ以別ニ掾史官屬ㇾ又門下省以ㇾ黄
塗門ㇾ謂ㇾ之黄閤ㇾ又俗呼ニ小舍ㇾ皆曰ㇾ閤ㇾ云々品字
箋(丁集)丁集
譜ㇾ閤内中小門漢文翁傳出ニ入閨閤ㇾ唐
制御ニ便殿ㇾ見ㇾ群臣ㇾ謂ㇾ之入閤ㇾ又門下省以ㇾ黄塗ㇾ
門ㇾ謂ㇾ之黄閤ㇾ又長官曰ㇾ閤老ㇾ云々正字通(成上門集)
部閤字注ㇾ周圻名義考曰閤為ニ度閤之閤礼
内則天子之閤漢天禄等閣皆謂ニ重屋ㇾ也閤為ニ
閨閤之閤文翁傳閨閤公孫弘東閤皆謂ニ門也ㇾ
唐志中書舎人以ㇾ久次者一人ㇾ為ニ閤老ㇾ制ㇾ未省
雜事ㇾ今ㇾ輔臣ㇾ延登曰入閤ㇾ称謂曰閤老ㇾ名雖ㇾ同

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

而義則異此古人諸家分閣與閣為二者也一
說自漢迄宋明九秘閣龍圖閣天章閣寶文閣
文淵閣皆非人合皆不專尸小門唐大宗引刺
史入閣問民疾苦貞觀制自今中書門下及三
品以下入閣議事諫官隨之宋太宗藏經史子集
天文圖畫分六閣與閣同今尊称曰閣下韓愈
上宰相書皆从閣由此推之閣閣音義通也云
々類書纂要九の巻人事部称謂に古者三公称閣下閣
下以降殿下一等閣居下殿居上云々などある
を考るに閣は宰相三公を閣下といひより、

大閣下の義をもて大閣の称も出来しそな
ふ長官曰閣老も近き説といふべし運歩色葉
集加部に閣下大臣房也云々官職難義に大
閣と八省息に関白をもちゐさせらるる時
也沙石集あり八禅閣を申也こまも禅大閣
とかくへきを中略して云々臥雲日件
録十一月十二日の巻文正元年の条に外記常忠居士来予就
本朝故事問不審云々又今一条殿許大閣此
号如何曰父已為関白其子又必関白父尚存
則許大閣云々名目抄人躰に大閣タイカク

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

云々故實拾要の十一の巻に大閤禅閤是大閤ト云ハ関白職ヲ辞シ玉ヒテ顕ニ不預ニ天下政務ニ猶内覧ノ宣旨ヲ残サル、ノ人ヲ大閤ト云例也近代ハ関白タル人其子當時関白ナレバ其父ヲ大閤ト称ス尤其子當時ノ関白職ニ不補ニ不称ニ大閤ト也関白ノ父ナラ子バトテ大閤ト称セザルニアラズ又禅閤ト称スルハ大閤タル人剃髪シ玉ヒテ後ヲ云之禅定大閤ノ中略ナルベシ云々有職問答一の巻に大閤号ノ変是ハ関白嗣息ヨリ持参ル帥方ヲ称しかゝ但後成恩寺ハ息関白ましまさぎりし時より大閤と申たれ其ハ先例子細有て称ニ非ず大才博覧の帥方まて江座れ故ニ世よりじトノハ始よし私ニ仰出トき其分ニ非ず哉答ニ関白ヲ息ニ持レタル帥方ヲ称シ此変本儀ノ人後福光園摂政イマダ関白ノ父タラザル時大閤ト称ノ是世ノ立ルス所也但不ニ拝心ニ之由後成恩寺関白記シオカレノ後成恩寺ハ関白ノ父トシテ大閤ト称シ申ヤ云々有職抄四の巻に内覧ノ宣旨トテ可

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

奏支可下支先ヨノ人ニ申スベキヨシ宣下セラレテ奏聞ヲスベキ支ヲモ又宣下セラルベキ支ヲモ大小共ニ皆関白兼テ其上ニテ遂ニ奏聞ヲ或ハ宣下シ侍ルヘシ関白ヲ辞スト雖モ猶内覧ノ宣旨ヲ残サレシ人ヲ大閤ト称スル然ニ近代関白ノ父タル人ヲ大閤トスルノミナリ本儀父子ノ儀ニヨラズ前関白ノ内覧ノ臣ニテ猶政務ニ交ハリ侍ルヲ大閤ト称スルナリ也云々諸家家業職原抄頭書端亭随筆連見聞私記などの説をも

おなじ字彙門部閣字注ニ閣閣猶歴歴也云々品字箋丁集閣字注ニ閣閣猶歴歴也云々晋書劉寔傳ニ時讓則賢智顯出能否之美歴々相次不可得而乱也云々などの歴々ハ相次の義貴門歴々相次ぎもて人品の美称とし運歩色葉集ニ歴々レキ〳〵とよゞく歴代の世家の義之諺草の引ていふ雅ノ釈詁注ニ歴ハ歴数也とあるハ誤之ヲ雨雅ノ注ニ歴々とあるハ閣閣をよミ誤れるなり閣閣ハ歴々の貴門といふ仏よ用ゐるこ

蔥麝（ケイジャ）十九丁表

薫草麝香の香ㇾ、栴
薫ハ和名抄廿の巻草部
蘭薫
二音ニ、和名本草ニ云ク布知波賀ㇾ、新撰万葉集別
用ㇾ藤袴二字ヲ云々、新抄本草七の巻草ㇾ蘭草、
一名水香、一名蕑澤草、一名蘭香、一名都梁香
草、已上三名出ニ陶景注ニ、一名蘭澤香草、出蘇敬注ニ、一名蕙薫、和
名布知波賀未、云々類聚名義抄僧上巻ㇾ蘭、
フヂバカマ、カウバシ、云々又蕙蕙フヂバカ
マ、云々字鏡集六の巻植物中草部ㇾ蕙フヂバカマ、云
々又蘭カウバシフヂバカマ、云々万葉八の

巻裏 廿五丁 山上憶良詠ㇾ秋野花ㇾ歌ㇾ芽之花乎
花葛花瞿麦之花姫部志又藤袴朝貌之花類
聚国史廿一の巻天平城天皇大同二年九月
乙巳の条ㇾ幸ニ神泉苑ㇾ花ニ琴歌聞ㇾ奏ス、四位已上共ニ
摘ニ菊花ㇾ、千時皇太弟頌歌ノ云ミ、美耶比度乃曽能
可迩米豆留布知波賀岐美能於保母能多々
乎利太流祁布、上和之ニ曰ク、袁理比度能已々呂
乃麻丹真布智波賀麻宇倍伊呂布賀久尓保
比多理介利、群臣俱ニ称ㇾ万歳ㇾ云々、按ニ摘ニ菊花ㇾ
もの誤写ㇾ而ㇾ挿ニ蘭花ㇾ歟、
允恭紀二年ニ、初ノ皇后随ニ母在家ニ、獨リ

遊苑中時ニ鬪雞國造従傍径行之乗馬而蒞籬ニ
謂皇后ニ嘲之曰能作圃乎汝者也
曰壓乞戸母壓乞此ハ云ニ異ル捉ト自一云ニ觀ト戸母此ハ云ニ擲ト
則採テ一根蘭ヲ與ニ於乗馬ニ者ニ因テ以問テ曰何用求蘭ヲ
耶乗馬者曰行ニ山ニ揆ニ蟻ヲ蟻此ハ云ニ摩ト愚那ト岐ト
ギと訓ルハ誤也ツバカマとよむべし按蘭ヲ
カマといひ其形状は本草啓蒙十の巻芳草部蘭の
条を委く説るごとし蘭蕙同物なれど蕙
ハ上品所謂薫草零陵香まて倭産なし蘭ハ
下品にて本朝古より賞せるフヂバカマ是

ありそは堺雅十八の巻釋草本草綱目十四の巻芳草類花
鏡五の巻など考て知らるまた蘭をアラヽギとよめるは借字まて草
菜の殊に薫氣強をいふ總名之顕臭の義波
礼の切良之臭氣ヨキ支とりよハ久之の切之
酒の古名を久之といふも臭き物なればこ
薬ハ久之を延るを詮ヒ然ヒバ香の顕ハ
薫るよしもてアラヽギといへりとぞ思
香氣を加といふも久左の約まて久之とお
通ひ延喜内膳式供奉雑菜に蘭二把云々

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

漬秋菜料ヨ蘭蕙三斗云々本草和名十八の巻菜部
ヨ蘭草出崔禹錫食経和名阿良々岐云々新撰
字鏡艸部ヨ蓀阿良々支云々あらゝ荅葱
大荅葱などよて俗ヨ行者ニンニクするは
ワケギなどようふもの類之形状日光蘭ヨ
似るをバアラゝギるを蘭の字を借るとき
もとおぼゆ梵網経食肉戒第四の蘭葱もよしあ
る名目之

○麝ハ麝香之和名抄十二の巻ヨ麝香爾雅注云麝食夜
反脚似麞而有香云々爾雅釋獸ヨ
麝父麞足注ヨ脚似麞有香疏注疏本十一の巻ヨ字
林云小鹿有香其足似麞故云麞足云々埤雅
三の巻獣ヨ麝如小鹿有香故其文似鹿射虎
豹之文来田貍鹿射之香来射則其皮與臍之為
累也云々本草綱目五十一の上巻獣部ニヨ時珍曰麝
之香氣遠射故謂之麝或云麝父之香来射故
名亦通其形似麞故俗呼香麞梵書謂麞香曰
莫訶婆伽云々
浄げんぐく二十丁表
名目抄臨時篇ヨ御元服オゲンブク親王、春宮、

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

天皇、皆依テ代ニ相替ルヘキ一順ノ云々、此ハ後花園院
の御元服之、皇年代略記後花園の条ニ、永享五年
正月三日、元服加冠攝政大政大臣持基公、理髪、左
大臣源義教公、云々、管見記、永享五年の条ニ、正月三
日戊午天陽晴、白日鮮ヤカ、今日天皇御歳十五有リ御元
服事、云々、文明許出御南殿北廂次ニ、能冠従四位
上、内藏頭持俊朝臣出テ下侍、辺著當色出テ神仙
門ニ経弓場ニ昇リ長橋ヲ参リ北廂ニ著草墪ニ奉理メ御髪ヲ畢テ
結ヒ空頂黒幘ヲ退出ス云々、次ニ内侍取唐櫛笥ヲ出御
扇風南妻、左大臣殿入同間ニ取唐匣ヲ内侍(奉授之)立
置御座東端ニ退立給、次ニ太政大臣入リ同間ニ進テ立テ
御扇風南頭ニ指笏ヲ取リ御冠ヲ(左手ニ取テ之ヲ右手ニ取テ巾子ヲ内侍持テ)額ニ
(空蓋ヲ帰入)参進テ御帳ニ磬折テ奏シ祝詞ヲ、奉加ヘ御冠ヲ被ル退キ立
南簀子ニ次ニ左大臣殿参進テ奉理メ、左右御額ヲ退テ経
本路ヲ立令メ本所ニ給ヒ一揖ス次ニ天皇入御北廂ニ太政
大臣右廻リ降東階ヲ左大臣殿左廻リ降テ西階ヲ出テ宣
仁門ヲ入リ無名門ヲ経上戸ヲ令メ参ラ御前ニ給ヒ能冠者此
間理メ御鬢ヲ云々、

○元服の名義ハ、下学集(態藝門)ニ、元服首也、
始也、又云フ首服也、云々、運歩色葉集(景部)ニモ元服ヲ兄

如儀礼士冠礼ニ始加祝ノ曰ノ令月吉日始加ト元服ヲ注ニ令吉皆善也元ハ首也疏注ノ疏本ノ釋ニ曰ノ元首左傳ニ曰ノ先軫入テ狄帥ニ而死ス之ニ狄人帰ス先軫ノ之元ヲ是レ元ノ為ル首ト又尚書ニ云ノ君為元首ト亦是レ元ノ為ル首也云々漢書七ノ巻ノ昭帝紀ニ元鳳四年春正月丁亥帝加元服ヲ見ユ于高廟ニ賜ヒ諸侯王丞相大将軍列侯宗室下至吏民ニ金帛牛酒ヲ云々注ニ如淳カ曰ノ元服謂ハ初冠ニ加ル上服ヲ也師古カ曰ノ如氏以為ルハ衣服之服ニ此ノ說非ス也元首ハ首ノ也冠者首ノ之所著故曰フ元服ト其下汲黯傳序ニ云ク上正ス元服ヲ是レ知ル謂フ冠ヲ為ル元服ト云々同書百下巻ノ叙傳ニ長孺剛直義形於色下注ニ淮南上正元服云々注ニ師古カ曰ノ淮南王謀反ノ悟ル黯カ正直武帝不冠ラ不見ハ黯故ニ云フ下折ニ淮南上正元服ト也元首ハ首也故謂フ冠ヲ為ル元服ト云々類書纂要六ノ巻衣服部ニ元服ハ冠也冠者首之所著故冠曰フ元服ト又曰フ首服ト云々杜氏通典五十ノ巻ハ天子ノ元服ノ条ニ皇太子ノ元服宜シ考伊勢物語初段ニ男うひかうぶりして云々源氏ノ桐壺ノ巻ニ禅閤ノ叙爵ノ事ヲあそばせり註ニ引ル如淳臣瓚等ノ初冠ト書テウ

ヒカウブリとよませ、其分たるべし、元服は人の出身のそじめ、俗体の定まるをいふ、云々、太平記十八宮還幸の巻に、一宮已ニ初冠リサセテ、深宮ノ内ニ長ナラセ給シ後、云々、按日本紀、孝徳紀三年ニ、初位ヲウヒカウブリヲ賜ハリテ初テ冠位ヲ賜ハル、叙爵ノ事ヲいへバ、同語なからんや、歌はそのもとゐ

○元服の原始は、礼記ノ冠義、疏十六ノ巻ま、冠礼、文案略説、称周公對成王、云、古人冒而句領、註云、古人ハ謂三王時ヲ以テ冒ヲ覆ヒ頭ニ、句領ハ繞ス頭ニ、至テ黄帝ノ時一則有リ冕也、故世本ニ云、黄帝造火食旃冕是冕起ニ於黄帝ニ也、黄帝以前則以羽皮為ス之冠ヨ、黄帝以後乃用ノ布帛ヲ云々、宋書礼志一ノ巻ま、周礼雖有服冕之數而無天子冠、文儀礼云、公侯之有冠礼、夏ノ末造ル之、王鄭皆以為夏末上下相乱、纂弒由生ル故ニ作ルト公侯冠礼、古者五十而後爵何、大夫冠礼之有周人年五十而有賢才則試ニ以ニ大夫之事ヲ猶行士ノ礼也、故筮日筮賓冠ヲ於作ニ阼階ノ上ニ著代ニ醮ヲ於客位ニ三加弥尊ビ皆士ノ礼耳、然漢氏以来天子諸侯頗采其議志ニ

曰儀後冠礼是也、漢、順帝冠又無用曹褒新礼
褒が新礼今不存礼儀志又云、來輿初加緇布進
賢、次爵弁武弁次通天皆於高廟、王公以初加
進賢而已、按此文始冠緇布冠也、冠於宗
廟是也、云々、本朝の例、古代は手獨として、木葉
華英巣實日蔭葛ると殘著冠製興て後は、金
銀銅まて、其様の物を作りて冠とす著るよ
し、古事紀、日本紀の景行の条、推古紀、十一年
の十九年、孝徳紀、大化元年の条、万葉集、十三の巻四丁
五丁裏四十三丁表十四の巻廿
表同四十五丁表古今六帖、第一帖かぐら
第二や古

今集大歌所歌などに、雲聚の山蔭とも、山蘰
ともいひ、冠の名葉といふも比遺製之、推古、
十一年十二月日本紀廿二始行冠位十二階、孝徳、
大化三年日本紀廿五制七色十三階之冠、同五年
二月同書同巻制冠十九階、天智三年二月日本紀廿七
増換冠倍位階名、其冠有二十六階と見えて、
漸々に唐様の冠を造用ゐられ、文武大宝元
年續日本紀二朝賀文物之儀於是備、嵯峨弘仁九
年續日本後紀十二有詔書天下儀式男女衣服皆依
唐法、五位以上位記改従漢様、天長十年同書
七

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

御禊儀制應與唐同（ケイノ／ニ／クル）なども（ハ）はら唐様を率由（シタカ）
せし（テ）代の定（サダメ）なるべし續日本記六の巻和
銅七年六月庚辰皇太子加元服と見（ヲ）
○元服の年齢は聖武天皇十四和銅七年六月庚辰御元
服見于續日本紀六皇代記平城天皇十五延暦七年四月甲子
御元服見于日本紀略記一皇年代記御元服見于續日本紀廿九皇代記文徳天皇
十六某和九年二月乙亥御元服見于續日本紀十一皇代記一條
院十一永祚二年正月五日御元服見于日本紀皇年代暑記一條
皇年代暑記後冷泉院十三長暦元年七月二日御元服見于帝王編年記
十八愚管鈔二皇代記皇年代暑記近衛院十二久安六年正月四日御元服見

（別記百練抄一代要記帝王編年記愚管抄二皇代記皇年代暑記）源氏物語
記愚管抄桐壺の巻を人生十二歳一周天天道大備故
冠礼ひろ和漢の例之礼記曰天子之子十二
而冠左傳曰歳星十二歳一周天而冠春秋公羊傳襄公年
自夏殷天子皆十二而冠也依八代記即少昊亦十二而冠則
知天子諸侯幼即位者皆十二而冠矣少昊顓
頊夏殷帝王周文王魯襄公皆十二而冠宋書
志天子諸侯近十二遠十四十五必冠矣寛弘
七年七月十七日甲午今上親王元服一条院
十二

長保五年二月廿日庚辰左大臣男元服（字治白河院御元服の年十一歳と云々按ずるに一条院御記十二歳と云々）
ど見えて、十一、十二、十四、十五、十六の例あり、其外三四輩より廿輩比までの例古書なおおくこれを見る、然れども悉く引出すに遑あらず、儀礼士冠礼疏注疏本（若諸侯則十二而冠の巻）故左傳襄公九年晉侯與諸侯伐鄭還公送晉侯晉侯以公宴于河上問公年李武子對曰會于沙隨之歳寡君以生（注云沙隨在成十六年晉侯曰十二年矣是謂一終一星終也國君

十五而生子冠而生子礼也君可以冠矣是諸侯十二而冠也若天子亦與諸侯同十二而冠故尚書金縢云王與大夫盡弁則知天子亦十二而冠又大戴礼云文王十三生伯邑考左傳云冠而生子礼也是殷之諸侯亦十二而冠若夏之天子諸侯與殷天子亦十二而冠可知若天子之子則亦十二而冠故礼記祭法云王下祭場五又礼記檀弓云君之適長殤車三乗是年十九已下為殤故二十乃冠矣若天子諸侯自有天子諸侯冠礼

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

故ニ大戴礼有リ公冠篇云々（左傳注疏卅の巻、裏九年の条、礼記注疏六十一の巻、冠義の条亦同）礼記曲礼上ニ男子二十冠シ而字（アザナ）ヲ云々、宋書礼志一（巻）の下ニ按（アン）ニ礼傳文則天子諸侯近十二、遠十五、必冠矣云々、とあるが如し、

こゝも十二より、廿までの例あり、

○元服の作法は、儀礼士冠礼、礼記冠義、宋書礼志などにくわしく酌酌せしもの之、新儀式

晒の巻臨時部上

ニ、天皇加元服事、天皇将加元服前一年、執政大臣行事、先御蔵人頭等令内匠寮作物、設御調度豫定吉日、前十餘日遣使於伊勢大神宮并陵廟、告以天皇明年正月可加元服之状、蓋唐礼将冠、告于圜丘、方丘、及宗廟之故也、（天皇加元服、在正月七日、前貞觀元慶例也、仍遣使伊勢大神宮、皆在前年十二月上中旬、又遣使三四陵、多是荷前使便以宣命有被付奉、但水尾、大内山等雖無荷前使、前使別差参議一人、五位一人、被申事由也、）

當日早朝所司設御座於紫宸殿御帳之内南面（寮晉礼設大床、唐礼鋪筵席、貞觀元慶之例依之、）唐礼設平鋪、今案土敷上加御茵、）御座之北陽以屏風、又設御座及儲御櫛服御等物、又南廂之西第三間設酒饌等、（設白木八足机三前、就中二前、居御酒、唐礼設脯醢、今代以乾鯛々醤並用、陶器、其上覆以白細布、小机二前、居御肴類、小机敷布、）又設洗器

於殿東西壇上、盛匜盥、案上加手巾、主水官人分立案下、但內藏官人候洗手、先叫式部置親王以下行立之位、其時帝皇帝於南殿北廂、內奉調御髮訖、皇帝著空頂黑幘、服缺掖御衣、出著於御座、太政大臣及大臣出自庭中再拜、其立所如內弁、大臣、令案唐礼、大師大尉、若藏人傳授、端即跪、脫御幘、置於櫛箱、畢、興少西東面立、太政大臣、進、詣扆風、西頭受御冠、內侍傳授、右大臣詣東壇洗器之下、盥手、昇自西階、東面而立、右大臣詣東壇洗器之下、盥手、昇自東階、詣扆風東頭、受御櫛箱、內侍傳授、端即跪、脫御幘、置於櫛箱、畢、興少西東面立、太政大臣、進、詣扆風、西頭受御冠、內侍傳授、右手執頂、左手犯前、進當皇帝、前少左、跪理御髮、訖、乃冠、訖、復東階上位、皇帝入扆、

天皇我朝廷令月乃吉日尓御冠加賜比盛久美支御貝人度成利賜波天神地祇相悅比護利福倍奉賜比天、御壽長久寶位無動久、御坐世止申、乃跪、加御冠、訖、復西階上位、大臣進皇帝前少左、跪理御冠、訖、復東階上位、皇帝入扆風內、能冠者一人、侯扆風內、更理御鬢、大政大臣及大臣各退降、女官進撤櫛箱、以退、采女於御座前、鋪蓆、薦立水机、設御肴、俄頃、皇帝著朝衣、出南面而坐、大臣盥手、昇自東階、度御前、到于机下、執杯、

酌醴加七覆之面葉面前也葉端也東面而立太臣政大臣昇自西階進受醴面柄進御座前北面祝曰御酒惟厚久御肴惟嘉久勞之支景花遠敬祭利賜波々諸神達悦歌太万比遺能味遠嘗賜波々御躰平久久御坐之天地乃休事遠日月止共尓受保賜比天尓貴比戴加礼御坐止申訖跪進進杯退降立於西階下東面今案唐礼西階次南皇帝受杯奠於薦西大臣取一肴物以進皇帝受先祭後嚼之授大臣大臣加於机降自東階西度立於太政大臣之南唐礼大師祝醴退降立於西階下東面大尉進脯降立於大師之南皇帝取盃以匕祭醴啐醴建匕奠杯於薦東太政大臣及大臣俱再拜皇帝興入北廂采女撤膳物女官依例裝束立御倚子如常乃後諸衛長列皇帝出自北廂著御倚子稱警如常次近衛開門闈司出居如常儀次親王以下參入謝少納言奏訖退出皇帝入後殿闈司跋閉門即陣解是日皇帝冠訖詣大后所御殿如朝覲之儀又勸学院藤氏児童高四尺五寸已上者十餘人加冠參入引見御殿前庭先是豫仰彼院以内藏寮穀倉院布銭充

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

給裝束、新加二着服一、參入之者也、貞觀御覽之後於二
右大臣直廬一賜レ飲、賦レ詩、其題立兩元日、陰某平、
例、立二御前一令レ申二其祖一一々申了、賚二又越親王加
於二藏人所一令レ給二酒菓子一返二遣之一
冠、叙品元慶帝、同産弟保
親王加冠、叙三品也、又殿上小舍人等、
同有加冠者、某平有加冠者、是也、三四許人
更擇吉日、歷二三日一不レ歷、
多日御大極殿、受群臣拜賀、其儀皆同元正、朝賀
之禮、但奏賀者進就版位北面立奏曰、明神上
大八洲國所知日本根子天皇我朝庭尓仕奉
留、親王等諸王等、諸臣等百官人等、天下百姓
衆諸恐美毛申賜久、掛毛畏支天皇朝庭、
今月吉日尓元服加賜比天、礼儀具備利、不勝

此大慶之天、拜賀仕奉事遠、恐美恐美毛申賜
久止奏退、復行立位就勅曰、參来奏賀者稱唯、
就位勅曰、供奉衆諸乃相扶奉留尓依立平久
自今以後云々、相宍比捧奉年尓依天、食國
之政波平久長久聞食年止奈毛念須止宣倍奉勅
稱唯、逡巡而退、便留宣命之伍乃宣制曰、明神
止御大八洲日本根子天皇我詔旨良久宣不
大命遠衆聞食与止宣、王公百官稱唯再拜、更
宣如勅旨、諸王百官共稱唯再拜、舞蹈再拜、武
官振旆、稱萬歲皆如常、乃大礼儀畢、鳳輿還宮、

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

紫宸殿裝束儀式皆同元日宴會但無御暦氷
様等奏侍從參入就位立定上壽者豫點親王
言止 以下中納
昇自南階諸御酒臺前北面立采女捧御
酒一盃授上壽者上壽者捧笏受盃進到御座
前授陪膳采女受盃進置御前上壽者執笏北
面跪奏曰掛毛畏支天皇我朝廷尓仕奉留親
王等諸王等諸臣等恐美毛申賜波久掛
毛畏支天皇我朝廷今月乃吉日尓御冠加賜
比天百礼具備利萬民同悦修理天下留
慶之天謹上萬千歳壽許
来恐美止申賜
波久
奏俛伏興再拜群臣上下皆共再拜采女
取御盃奉進皇帝舉酒群臣上下皆舞蹈三稱
萬歳皇帝舉酒訖陪膳采女進受虚盃以授采
女采女置盃於臺上壽者退就座上下群臣皆
就座俛伏座所司益儛御膳三献後吉野國栖
奏歌笛献御贄大歌已下諸儀與元日皆同矣
元慶六年正月二日御覧殿行此儀仍為元日之宴礼
月七日有詔皇太后奉加尊号并神社祢宜祝
諸寺僧尼等給位一階又僧尼施物又五位已
上子孫為父後者六位已下叙爵一級京官主

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

典已上加賜帛絮、又今日其時以前大辟已下
罪私鑄錢強竊二盜之外咸赦除、但入死罪者、
降一等、諸老人年百歳已下八十已上賜穀有
差、孝子、順孫、義夫、節婦表其門閭、終身勿事、鰥
寡孤獨篤疾重病不能自存者賜物、又天下百
姓當十日免賜、又仕奉人等冠位上治賜、元慶永同
又是日諸卿上表奉賀之、元慶永平云々皇太
子加元服事、親王加元服事、源氏皇子加元服
事ゝ同書五の巻臨時部下
ゝ見ゆ、西宮記、臨時部十北山
抄、四の巻拾遺雑抄下江家第十七の巻、侍中群
要、八の巻雅亮装束抄、二の巻
条三光院内府記、故實拾要、九の巻天皇元服部
類、主上御元服上壽作法抄、礼儀類典元服部
ゝ図て知べし、武家元服の作は吾妻鏡廿五の巻
廿一丁表鹿苑院殿御元服記、普廣院殿御元服記、
鏸奮年中行事の類ゝくはし、御元服惣奉行、
御元服奉行、御撫奉行あゝ其事を奉行ゝ、
理髪（リハツ）二十丁表
元服の時、加冠（カクワン）、理髪（リハツ）、能冠（ヨクカン）
能冠者先、御髪（ミクシ）を調（トヽノ）へ、後ニ冠者著座しお

ふ理髪人髪を結理て、次ぎ加冠人祝詞を奏し、冠を蒙らせ奉る之、引入といふも、加冠人のゆゑなり、引入るゝは本鳥を冠より引入るゝ也の名称之、此等作法の条々見えられば委注す及ばず、

かくそん　二十丁表

かくそんと書べし、加冠人之、加冠の字、三代實録、四十の巻十一丁表十三丁表四十一の巻二丁表十九の巻一丁表又源氏桐壺、湖月抄本ニ七丁表栄花初花一丁表などに、ありきいれの大臣あるこれ之、河海抄桐壺ニ、引入、大臣、加冠人、名也、云々、源氏物語奥入桐壺ニ、両大臣被召、各々著圓座、引入ル、云々、湖月抄ニ、其日冠を召させ給ひて入るゝ名之、云々、既ニ注スニ于上ニ、

邂逅タマサカ

霊異記上巻九則ニ、邂逅タマサカニ、云々、又中巻十九則ニ、偶多奠佐可ニ云々、又中巻廿九則ニ、邂逅タマサカニ、云々、遊仙窟卸本巻七丁表ニの、邂逅タマサカニ相遇ル云々、類聚名義抄佛上巻ニ、邂逅タマサカ、云々、又邂逅タマサカ、云々、節用集太部言ニ、邂逅タマサカ、云々、

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

カ、云々、万葉集九の巻、十丁表八邂尓伊許藝趨云々、同十一の巻六丁表に玉坂吾見人云々、などよみえてもろもろといふおほし、万葉四の巻、四十丁表に儻不見日數多なればもろ古言あり、同五の巻廿丁表に和久良婆尓比等々々波安流乎云々、九の巻廿七丁表に和久良婆尓成吾身者云々、古今集雑下行平に、もくらばともふ人あらばゝ云々、比等の和久良婆も、邂逅の義と、字面の出所は、毛詩、鄭風、野有蔓草章に、邂逅相遇適我願兮、注に、邂逅、不期而會云々、疏注本四の巻に、不設期約、邂逅得與相遇云々、又同野有蔓草章に、邂逅相遇與子臧云々、同唐風、綢繆に、今夕何夕見此邂逅、子兮子兮如此良人何云々、說約八の巻に、邂逅、相遇之意云々、魏志十二の巻、崔琰傳注に、大丈夫為有邂逅耳云々、曹子建集四の巻に、白鶴賦に、羨邂逅之僥倖兮云々、謝康樂集二の巻に、相逢行に、邂逅賞心人云々、說文に、逅、字注に、邂逅、相遇也云々、増韻に、不期而會曰邂逅云々、玉篇に、邂逅、不期而會也云々、集韻に、邂逅、悦貌云々、品字箋五の

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

巻ノ代諧邂字ノ注十
ノ巻ノ右諧逅字ノ注ヨ、邂逅ハ不期而遇也、云々、な
どこれのれ見而、

ひとりおもふ 二十丁裏

一人所作之綾小路中将有後一人ヨ、拍子
を取り付歌の人もなくて一人ノ所為のよし之、
續教訓抄二の巻ヨ、抑左ノ舞ハ唐朝ノ所作ヲモ
テ本トス、云々、太平記巻考本四十の巻十三丁表中殿御
會ノ条ヨ、此宸宴ニ御所作アル事、邂逅之、建保
二ハ御琵琶ニテ有ケル、其後ハ稀ナル
御事ナルヲ、今此ノ御宇ニ、詩歌両度ノ宸宴ニ、
毎度ノ御作所有ガタキ事トゾ聞エケル、云
々、北山殿行幸記ヨ、御作の公卿、御作の殿上
人ともも有、ト学集、管絃ハ門ヨリ御作云々、

家業の事、二十丁裏

家業トハ、諸ノ職業之、諸家家業ヨ、
神樂綾小路、云々、右綾小路ハ、刑部卿政長堀
川院ノ郢曲御笛師ニ参テヨリ代々御師トナ
リテ、郢曲和琴篳篥笛笙篳篥等ヲ相傳シ来リ
侍ル、三代ノ天子ノ師範ニテ、鈴虫ノ中納言
ト世ニ称シ侍ルモ、此先祖也、此外和歌蹴鞠、

馬鷹等ノ道モ代々無行シ侍リシ家也云々
列子天瑞篇ヨリ離六親廢家業云々後書書郭
鎮傳ヨリ少脩家業云々
寶等廿一丁表
故實拾要六巻ノ數等寶等聖壽曼皆天子之御
年齢ノ支ヲ云フヘシ云々以呂波字類抄二巻保
部疊字門ヨリ寶等ハウサン云々韻府徐彦伯詩ヨリ
五龍帰寶等云々易繫辞下ヨリ聖人之大寶曰
位云々疏注疏本ノ巻ヨリ正義曰言聖人大可寶愛
者在於位耳位是有用之地寶是有用之物若
以居盛位能廣用无疆故称大寶也ト有リ
寶字ヲ天子ノ上ノ美称ヨリ用テ寶位寶祚寶
等ナドイヘルヘシ類書纂要十一ノ巻人事部年記ヨリ壽
等等數也云々
繼體守文廿一丁表
上文継体ノ条ヨリ注ニ先王ノ體ヲ継文道ヲ
守テ天下ヲ有ヨシヘシ貞觀政要一ノ巻君道篇魏徴カ
上疏ヨリ自古受圖膺運継體守文控御英雄南
面臨下云々宋史高宗紀賛ヨリ継體守文則有リ
餘撥乱反正則非其材也云々同書寧宗紀賛

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

な、一時継體守文之政燦然可觀云々、なども
云ふ、

おんがう、せ一丁裏

院号之こと、は即位の君あらびして、院号あ
るし、三条院、皇子、敦明親王、長和五、正、廿九、立
坊、寛仁元、八、九、辞之、即授、院号、小一条院、後堀
川院、御寳父、守貞親王、建暦二、三、廿六、出家、法
名、行助、兼又三、八、十六、為、太上法皇、是依、御子
茂仁王、後堀川院、践祚也、出家之後尊号之始、又自
親王、直、院号、初例、後高倉院、紹運録、神皇正統記、後堀川の

条の例を挙ていそれ、

◯天子院号の始は、神皇正統記、冷泉院の条
より、此帝門より、天皇の号を申さば、又宇多よ
り後諡をまうさば、遺詔ありて、國忌山陵をお
のれさだめ、又君父の命かしこきをもれど、尊
号とゝ、免らるゝ事ハ、臣子の義まぬかれ、云
々、又白河院の条より、昔ハ、朱雀
院よりまうし、是を後院といふ、又冷然院よ
も、然の字火のうへの字ハ泉の字に改むるなり、
のおくりハ、ばかりにて、白河より後ハ、

鳥羽殿をもて、上皇御庫の本所とは定らさりけり、云々とそ、冷泉院已後、天皇の尊号を止てもはら院号を称するよりとそ、古書に陽成院朱雀院とあるは、その位みかしの院の名こそ必竟は、清和陽成朱雀は御位所の院号、平城嵯峨宇多醍醐村上は御位所及山陵等の地号、淳和仁明文徳光孝は、桓武以前のごき漢様の諡号之後なれ、陽成朱雀は院と書き平城嵯峨宇多醍醐村上淳和仁明文徳光孝は、天皇と書はこのゆへ之、中に宇多院醍醐院をも書るをうくはるくるしかるねど、ものゝみをさくく見えず、冷泉院已後は、悉院号を用らるゝ事、安徳後醍醐は、天皇とゝ申ど誤て、清和は、院とどなは、某院天皇と書しより、伊勢真丈の葵作随筆に、朱雀院も冷泉院も御殿の名之、時二ツの御殿をならべて後院とつふさ、右二ツの後院の中、いづれにても住給ふ故、院とゝ申事ありて、云々しかし、仏法の院号の改(アラタ)まりは、百練抄四の巻一條院正暦二年九十六の条

○女院院号の始は、

よ、皇太后依二御悩一於二式曹司一出家、即号二東三条
院一云々、又同巻後一条万寿三年の条、大皇太后出家、停
二宮号一為二上東門院一云々、七の巻後白河殿保よ、ひと
無品内親王〔子脱カ〕為二八條院伊通申状一帝王養母
之儀元始自二延喜斐也一所謂温子〔九条殿女〕也、貴為二
皇太后一寛平法皇令レ申無二先例一仍不レ可レ然之由、
然而不レ可レ依レ例令レ存二母儀一給之由被レ仰之、女院
始レ自二東三条院一号二貴於后一欤、将賤欤之由、可レ
被レ問二法家一、小一条院元東宮也、而院号之後可レ
為二三宮一、下之由被二宣下一、太上天皇者別也、只院

号、更不レ可レ貴二於后位一歟、云々、栄花ゆきてぬ
覆ふ、十一丁裏正暦三年の条
ふかきさいの名なやまぜ詠云々、尼ふるまひ
ゐんとのゝまひ給ふ云々、御年も三十ぞか
りなおはしましいまはうくもあるらしき御有様
んさまにて、あさましうくち惜しき御有様
れぞもおりゐの御門ゐんにてなよう
ゐんと、きこえさせ、年官年爵えさせ給
べきなり、云々、同布引の瀧六丁表
ば、上東門院とぞ、男女みぞいはける、又吉比お

ハしまれあるをこのひて、東山院とそきこ
そうえ、云々、續世継ゆもち月廿七丁表ゐ、東北院ハ
は院彰子申給ふて、父おとゞの御堂、法成寺
のあるはらゐ作らせ給ふり、云々、此堂土御
門のひがしにあるれば、上東門院とも也、此後
代々の女院の院号かどの名きこえそべる
名也、陽明門も近衛ゐあるりゐ、此例ゐ
ようて侍うせあるべう、都芳門、待賢門なとは、
おり居の御門中のみのどゐ御おおしまさねとなぞらへてはのせ給うとそきこ

え侍る、云々、神皇正統記、一条院の条ゐ、御母
ハ皇后藤原の詮子、摂政太政大臣無家の女
之、自注ゐ、後ゐハ東三条院と申、后宮院号の
始之云々、又後鳥羽院条ゐ、御母ハ七条院藤
原殖子、入道修理大夫信隆の女之、自注ゐ、先
代の母義おはくハ后妃、さらぬハ贈后之院
号者しハ皆先立后の後のそうめ之、ハ七条
院立后おくて院号のそはじめ之、たゞし先准
后の勅あり、云々、女院記ゐ、東三條院子詮法興院
殿第二女、母、正四位下藤中正朝臣女、圓融院、

妃、一條院、母儀、云々、正暦二年院号、云々、
上東門院（彰子）御堂殿第一女、母、准三后従一位
倫子、一条院、妃、後一条、後朱雀、三帝、母儀、云々、
万寿三年正月十九日為尼、法名、清浄覚上東
門院ト申之、云々、濫觴抄（下巻）女院号、一條、五年
（正暦元）五月、東三條院號（詮子国母大后）云々、有識問
合（五巻の）内、女房院号、事、禁中ニ多、候歟、俗体ニ
テ院令叡給候哉、ハ、歌書あどりそろえる哉、
浄出家ノ、院号被注入ル哉、是又子細被仰
出度ト、荅ル、女院号叡給ヒシ、帝王ノ母后
御妹后ナドハ、昔ハアマタモ浄ノ字ニテ
ト、八条院ト申候哥（ポ子）ニナラセ給テ、後、院号カ
ウフラセ給、初カト覚（エ）候、近代ハ、皆御出家以
後、院号連綿ト、云々、
三條（サウデウ）院、門院号ハ、上東門院を始ト
○皇子親王、院号の例ハ、上ル挙ル、小一条院
を始めとし、神皇正統記、一条院、条ル、三条の
くまひしのみことをもて後、浄子の敦明の浄子太子ニ
まひしのみことをもて、院号かうふりて、
小一条院ともき、云々、栄花本綿四手十二裏ル、

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

八月九日寛仁元年之　東宮立せ給ひぬ、をぢめの
東宮をバ、小一条院とぞきこえさせ、云々、百絲
抄四の巻後一条の条に、八月九日皇太子敦明親
王依病辞退云々、廿九日停春宮坊為小一
条院云々、おとゝも兄也、

○皇女院号の始は、貴女抔は、齋宮媞子内親
王、兼暦二年卜定、白川院女号郁芳門院是也、
云々、扶桑略記堀川寛治七年正月十九日中
宮媞子薨、院号、宣旨、封戸如舊、賜年分受領、云
々、とまれ堀川院准母の儀まて、中宮と号し、

門院号宣下ありしのど、皇后ありねが皇女
の初例とぞいふべし、

○公家院号の始は、法興院関白兼家公、栄
花さまざまのよろこび抔表、正暦元年五
月二条院をはやうて寺とありて、
もゝさひらのやうなおこらせ給ひしそこ
なおはしましたるべきあり、云々、又廿九表七月二
日うせさせ給ひぬ、さきをあわれまの
しきほうをおほしめしやりてとかく
ぎうありしおとゝ、廿年六十二にぞなりせ

ひける、云々、二条院をバ、法興院といふよし、は
いとのほどおほくの佛つくりいてをりて、
ゑんでんなおはしまさせ給ひて、八月十よ
日ほかうやうのてをこなはせ給ひて、せさせめふ、云々、
同書跋の巻廿九裏願文なる、先考建、法興院、修三
昧、云々、百練抄四の巻一条院正暦元年五月十日の条に、入道
太政大臣、二条京極第、を為、佛閣、号、積善寺、法興院同
欤、云々、伊勢貞丈、日蔭縵隨筆に、寺院号ハ、
攝政関白、将軍家等其寺院を建立より来れる
て、其寺院の号を称しくれ、假令其寺院建
立しわいとも、建立せらるべき程どの高
貴の人なハ、寺院の号を称しくれ故實なりてん、
云々、

○武家院号の始は、足利家官位記に、等持院
殿尊氏号、長壽院寺一作殿、又号、等持院殿如義
仁山大居士、云々、實篋院殿義詮号宝篋院道殿
惟瑞山大居士、云々、鹿苑院殿義満号鹿苑院
殿、云々、みな其の字を取添て称ふる、法
興院殿、知足院殿、なぞの例に、率由しくいつ
も寺を建立してその号を用られしを本

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

なてさらぬをも称せり、寺殿号は北条泰
時号に常楽寺殿と重時号に極楽寺殿などを始と
して、有職問答の巻々の院号も殿文字を加へ
る、難に非ず無に其不審、常に書ならはしたる
事なれども由なき社に御出入了ぬ、又院号
ようにて書ながらもなをざりにも在ながら、巨
細社御出入、若は花山院殿、中院殿、此類は法
中も同前に人、云々、院殿様とりあはず公武沙
汰、等持院殿様、云々、鹿苑院殿様、云々、鎌倉
年中行事（正月十六日の条）に、瑞松院殿様、云々、又（正月廿三日
の条）に、長春院殿様、云々、永安寺殿様、云々、
大内問答に、上意の趣は、清家の中ならは、等
持院殿様より始申也、云々、の類不見あたり、
これ故略してさぐ殿様とはこれありあも愚記
永正十七年八月の条に多武峰惣目代が状に、中門殿
様などあり、

○院号定とりおこなハ、名目抄（臨時篇）に、院号（定）井に
ガウサタメ云々、明月院（貞永二年四月廿五日の条）に、雑
談之中、院号定間、叓等申也、云々、増鏡内野の雪
に、院号のさだめ行はるまゝに、陣よりて上

遠記ミを引つきて某門院へまゐる云々
親長卿記 文明十三年七月廿六日の条 院号宣云々御日次
後土御門院母儀准后藤原朝臣可奉称嘉楽
門院 大炊御門信宗公女 後花園院后
の事 今日當今御母儀准后院号宣也奉行藏
人左少弁元長云々愚記 文明十三年七月廿六日
其作法くはくしるせ
り、

践祚 廿二丁表

神祇令 凡践祚之日奏天神之壽詞 謂天皇即位謂践祚祚位之也福之也中臣
謂以神代之古事為寿詞也忌部上神璽
鏡剱 謂璽也猶云神明之徴信也即以鏡剱称璽云々集解 巻七の
釋云践祚位也福也音昨故文礼記文王世子
曰成王少不能涖阼周公相践祚而治注云践
履也代成王履阼階攝王位治天下也古記云
問践祚之日百官達注国語云祚位
也跡云践祚之日謂即位之日也云々紫神紀
日本紀五 天皇践祚六十八年冬戊申朔李崩景
行紀 日本紀七 曼歳天皇践祚四十三年爲云々真
観儀式 二の巻 践祚大嘗祭儀云々延喜践
祚大嘗七月以前即位者

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

當年行事ノ八月以後者明年行事云々大政官式ノ廿一丁裏式部式下ノ一丁裏大嘗会式ノ八丁裏左京式ノ一丁裏近衛式ノ八丁裏なども皆践祚の事也 注疏本の卷 礼記文王世子疏注疏本の卷 正義曰経云周公相践祚而治知非周公輔相成王今云践祚而治必知周公代成王履天子負斧依南郷而立又云周公践天子之位是代居位也云々同書明堂位ニ武王崩成王幼弱周公践天子之位以治天下云々注ニ践猶履也云々疏注疏本の卷 成王幼不能治ノ間周公践天子之位以攝之云々大戴礼武王践祚篇 庾亮讓中書令表ニ陛下践祚聖政維新云々同四十四の卷 鐘會撤蜀文ニ受命践祚云々などハ見えて即位といふも相ひ後ハ差別出来て名目抄臨時ニ践祚セシ不讓位之時有此号欤云々代始和抄ニ践祚といふハ位を受ると云ふ事ハ践祚の字をれども多くハ践の字を用来れり此二字ハ偏ニ新帝へ譲位といふ新旧の両度ともに云ふ名目之受禅と讓位とハ脱屣とつゞくつをぬ

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　　ガラス使用

ぐといふ人之云々是ハ舊主よりつきうだ詞之、
践祚といふ事ハ別して非常の時ニ立王の
事或ハ上皇の詔命等などを以て行ふ之云々、
有職問答四巻の説、践祚、受禅、即位次第如何、答
る践祚ハ天子ノ位ヲフミマシマス通号也、
受禅ユヅリヲウケテ帝位ニノボリ玉フコ
トヲ云々、即立ハマサシク天子ノ位ニツキ
給ヨシヲ天神地祇百官諸司ニ告(ツゲ)メマシ
マス其礼ヲ行ハルヽ節會也云々、代も始も即位抄
といふハ天子受禅の後まします南面の位にて百司万民の顔を
はうせたまひてよりこと

あり、有職玉の枝ニ崩御ノ後急ニ
位ヲ御継被成候ヲ践祚と申候、式正ノ時ヲ
即位ト申候、畢竟践祚ハ内證也、乱世ノ時五
三年モ過候テ即位ノ式有之候、云々、後院
随筆ニ践祚モ即位モ同事ニテ差別ナシ、後
代ニハ太子先帝ノ禅ヲ受玉ヒ未(ダ)大極殿ニ
出テ即位ヲ群臣ニ知ラセ玉ハザル間ヲ践
祚ト云ヒ大極殿ニ出テ即位ヲ告知ラセ玉
フ礼ヲ即位ト云テ差別アルガ如シ云々、
どあれバ践祚ハよバ位ニ登りヲフ称即位

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

は其礼を行て天下に告ゆる称之倭事始五の
巻典制門に舊事紀を按るに神武天皇元年橿
原宮に都して初て即皇位に号て元年と云即
位に践祚の日より始りとありといひしまど
践祚の字面見えざるば登極の初とは定べ
けれど践祚の字の出所は崇神紀六十八年景
行紀四十年の所見を引べし鴻祚即祚即位等
などの字日本紀の中
より見ゆる践祚即位の字面
えらるゝは挙てにべからず践祚即位の字西
宮記北山抄江家次第等あるなど其所見おおむ
ねどさまでいとゝ閣筆

帝のうづの一代の儀也二丁表
御猶子(ゴユウシ)というじと書べし見(ミ)于上注(チュウ)
准據(ジュンキョ)也三丁表
既注(キチュウ)于上文(ジョウブン)
施基皇子(シキノミコ)也三丁表
天智天皇の御子にて光仁天皇の御父之高
野天皇遺詔にて施基皇子の御子白壁王践
祚あり十六年と追尊
て春日宮天皇と号(ナヅケ)
光仁天皇之父皇子をやく霊亀三
年薨田原山陵に葬(ハフリ)
奉る御名田原天皇と称

せり、委くハ大日本史ハ皇
皇正統記、後堀川の条ゟ、追号の例ハ、文武の
帝父草壁太子を、長岡、天皇と申、淡路の帝の
帝父舎人親王を、盡敬天皇と申、光仁の帝父
施基王子を、田原天皇と申、早良の廃太子
ハ怨霊をやゝ免られんとて、崇道天皇の号
をおくらる、院号ありしゟハ、小一条院ぞゟ
しけるゝ云々、

叙品（ジヒン）廿三丁裏

親王、内親王、無品ゟりそじめて、四品ゟ叙し
ゟふを、叙品といつゝり、臣下無位、まるハ外位
ゟり、内従五位下ゟ叙ゐるを、叙位といふゟ
おなじ、叙位、任官、補職として、位を授（サヅケ）ゟ叙といい
ふハツイデと訓（ヨミ）て、位階の次第（ツイデ）のよしゝ官
を授（サヅケ）ゟ、任ゐといふハマカスと訓て、任用のよ
しゝ、職ハ今の御役ゟおなじく、官位相當あ
きをりふゟツカサと訓て、職掌のよしゝ品を
親王位ゟハ保牟（ホム）とみ、臣位の唐名ゟハ比牟（ヒム）
とよむ、然（サ）ゟお、今従四位下の位記をわし、諸
侯四位、侍従ゟ分ふんとて、四品といふハ、唐

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

名の志比牟(シヒム)るを志保牟(シホム)とよぶハ、親位ま
ちがきら〳〵き誤称(あやまりとなへ)にて、さて叙品、叙位のるハ、諸
書所見おほくて、人の所知(しる)ところなれバ、こゝにハ
〳〵考證せず、

貞外(サンクワイ)廿三丁裏

既注于上文、

おやうこのさい、廿四丁表

上古の例之、易繫辞下ル、上古、結縄而治ル云々、
ま〳〵易之興也、其於中古乎、云々、疏注本ハ疏の巻ま、
正義曰、其於中古乎者、謂易之交卦之辞起於

中古云々、尚書、孔安国序ル、以其上古之書謂
之尚書云々、疏注本ハ疏の巻ま、正義曰、上古者亦無
指定、自伏生言之則、於漢世御遵前代、自周
已上皆是、馬融云、有虞氏為書之初耳、若易歴
三世則伏義為上古、文王為中古、孔子為下古、
礼運鄭玄以先生食腥興是
上古、神農為中古、五帝為下古、其不相對々則無
例耳云々、礼記、礼運註ま、中古来有釜甑云々、
ま〳〵上古未有大化云々、疏廿一の巻ま、正義曰、伏
義為上古、神農為中古、五帝為下古、若易歴三

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

古ヲ則伏義ヲ為ニ上古ト文王ヲ為ニ中古ト孔子ヲ為ニ下古ト故ニ
易緯ニ曰ク蒼牙通ニ霊昌之成運孔演ニ命明道経蒼
牙ハ則伏義ヲ也昌ハ則文王ヲ也孔ハ則孔子ヲ也故ニ易繫
辞ニ曰ク易之興ル也其ル於ニ中古ニ乎謂フ文王ヲ也若キ三王
對スルカ二五帝ニ亦為ス上古ト故ニ士冠記ニ云ク太古冠布下ニ云フ
三王共ニ皮弁ストハ則大古ハ五帝ノ時ヲ大古モ亦上古ヲ也不ル
同カラ者ハ以テ其ノ文各〻有レ所レ對故ニ上古中古不ルト同也此ニ
云フ中古ト者謂フ神農ヲ也云々荘子逍遥遊ヲ上古有リ
大椿ノ者云々賈誼新書一ノ秦論ノ下巻ヲ過ヲ觀レ之ヲ上古ニ
験スヘ之ヲ當世ニ云々史記秦始皇本紀ヲ自ニ上古ヲ以
来ニ當テ有リ云々漢書董仲舒ノ傳ヲ藉レ之ヲ上古ニ而
不同カラ考ニ之ヲ于今而難シ行ヒ云々曹植集九ノ巻ノ十啓
ヲ若キ夫ノ田文無忌ヲ之儔上古之俊公子ヲ也云々
文選六臣注本四ノ巻左思カ蜀都賦ヲ夫レ蜀都者蓋シ兆
基ヲ於上世ニ開国ヲ於中臣ニ云々など上古中古下
古の字面ものおほくみえ假名文ヲ上つ
代中昔中比しきまた世などに書ハふるおかし
宣命ニ中今ト有ハ今中興盛隆の世とほめ
いふなりて今世といふにはひくくあしくいふなり

琵琶弾人の無之、尚叶ハ園中納言基秀卿と、
孝長朝臣あらでハ、外ニ琵琶の上手あきよ
しと、
でしもちて、廿四丁裏
弟子持て之、吾身老さきバ弟子をとりて琵
琶を教ゆるとゝもあるはしと之、胡琴教録上巻
教学琵琶第一ニ、師説云、おほよそでしをまうけん
ハ、三のゝをえらぶべきをや、一ツなハ此
をゝしへまてゝ、二ツなハ人のさまおろて、
秘事をもらさゞるべうさし、三ツなハ骨法ある
と、荒涼ものをおしへちらさゞハ、己のため
ニ不便のゝと之云々、
本譜ノ下ノ秘抄ども、廿四丁裏
妙音院太政大臣師長藤原孝道朝臣以来相
承せる琵琶の譜、及秘傳の抄物ども、いつきも
之ゑゝる人たち之、
ちよく第、廿五丁表
勅弟子ニて、天子のゝ弟子のよし之、園中納
言の家ハ代々勅弟子ニて、琵琶を学ゑゝと、天

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

子の師範となる例もしとて、
人君ハ不可不学と、本もんもいへり、廿五丁表
後漢書卅三の巻 樊準傳ヨ、鄧太后臨朝ニ儒学陵替リ
上疏曰ク臣聞ク賈誼有リ言人君不可以テ不学ニ故ニ雖モ
大舜聖徳ナレ孳々トシテ為シ善、成王賢主ナルモ崇明ニス師傅ヲ云々、
雑訴ゾウ廿五丁裏
節用集 左ノ部言辞門ヨ、雑訴ザツソ云々、名目抄諸公事言語篇ヨ、雑訴ザツソ少云々、職原抄後附院司ノ条ヨ、
文殿雑訴ザツソ衆職事リウジ寄人リウト云々、通考ヨ、雑訴衆ノ者
長官、職事、者判官、寄人ノ者ヲ主典カ欤如シ禁中記禄

所ト云々、吾妻鏡四十五巻廿丁右ヨ、畿内雑訴成敗之間
云々、鎮西古文書一巻阿蘇宮元弘三年文書ヨ、
雑訴決断所ニ牒ス肥後国守護所ニ云々、建武年間、
記ヨ、雑訴決断所云々、思ひのまゝの日記廿四丁表ヨ、三度の議定庭中雑訴あり云々、太平記ノ一
諸道興行の評定臨時ヨ、仙予
巻立后条ヨ、御前ノ評定雑訴ザツソ御沙汰マデモ
云々、同十二巻公家一統政道条ヨ、雑訴ノ沙汰
ノ為ニトテ、郁芳門ノ左右ノ脇ニ決断所ヲ
被造ル云々、園大暦、康永三、二、七ノ条ヨ、今日雑訴

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

沙汰雖レ有レ催、無人之間延引、云々、同月十七日、
条々、今日雑訴沙汰雖レ有二其催一、而去夜官奏以、
外窮屈之上、近日雑訴有二各無實一也、仍強訪參
無由之間、申二所労之由一了、云々、此外園大暦中、
所見如レ件、按ずるに雑々の訴訟を省て、雑訴
といへること、雑犯雑務などの雑は、字義おな
じ、
慈鎮和尚のうきおのまくら物がたり、世ム丁裏
愚管抄を指ていへること、本朝書籍目録雑抄部
ゟ、愚管抄六巻、慈鎮和尚、按ずるに假名、或本二此假名

无レ日録、云々、愚管抄附レ此の録今本の巻ゟ、世の道理の
うつりもてくるを立んと、一切の法たいたい
理といふ二文のもつあり、其分ないもの
なきこと、僻事の道理あるを、きいまれる大事にて、
初より、初末へあやみくるり、初末より初
より、終りさまへくぐりゆくこと、是を大小の國ごとの初
つゐやうやうさまくあるを、ものゝ人
よのさせん料ゟ、おゝ

書あらハし仍てべし、云々、慈鎮和尚伝、天台
座主記二巻のゐ、第六十二、権僧正、慈圓（青蓮院法務大僧正）
（本名、道快、諡号二慈鎮和尚一）治山四年、法性寺関白、息、御母、
大宮大進仲光カ女、師主覚快、親王、入室全玄座
主受法、灌頂、弟子之、観性法橋晴還律師受法、仁
安二年四月十五日受戒、年十三、建久三年壬子
十一月廿九日、任二座主職一、年卅八、今日、蒙廿六、被レ任二権
僧正一、又為二護持僧一、宣命使、少納言親家、十二月
二日登山、云々、建久三年十一月廿九日、任二権
僧正一、同日補二天台座主一、同四年三月廿日補二法
務一、建仁三年二月十八日任二大僧正一、（不レ経二正
二年十一月廿日補二天王寺別当一、嘉禄元年九
月五日入滅、嘉禎三年三月八日贈諡号、云々、
（第六十九世、第六十一世、第七十一世、笔者、未見、）
座主記、群書類従本、第六十二、権僧正慈圓、青蓮院治
山四年、法性寺禅定殿下忠通、御息、御母、仲光、
女也、覚快親王入室全玄灌頂、法橋受法、晴還
律師受法、建久三年壬子、十一月廿九日宣命、同
七年丙辰、十一月廿五日辞二退一、云々、諸門跡譜
（上巻青蓮院条）ゐ、慈圓大僧正、天台座主、天王寺別当、

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

云々、法性寺攝政関白忠通公男、初法諱道快改慈圓嘉禄元年九月廿五日寂七十一歳謚号慈鎮和尚云々

かざらの帋きせ六丁表

太平記一の巻備後三郎高徳事の条歌道數奇ノ御翫有シカバ云々歌道の事執心の義ヘスキは執んのるよいひて風流好事なもあき遊藝好色なもあまたにてその方なる執ひろきをスクともいへり飲食視聽嗜好なりおなじ下学集言辞門なも數奇ハ僻愛之義也と

いへるハ允當の説之、右記なも詩歌等會早參又似數奇之至云々、此外見榮をあど、數奇の字を用るハ史記李將軍列傳なも大將軍青亦陰受上誡以為李廣老數奇注なも如淳曰ク數、為由奴所敗奇ハ為不偶也索隱曰ク案服虔云ク作事數不偶也云々漢書李廣傳注なも如淳曰ク數為匈奴所敗為奇不耦師古曰ク言廣命窶不耦合也云々按命は奇の誤なるべし文選六臣注廿二の巻徐排ノ古意酬到長史溉登琅邪城詩なも數奇良可歎注なも孟康曰ク奇隻不耦也云々翰曰ク李廣與衛

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

青伐匈奴青陰受上旨以為李廣數奇無令當
單于廣竟失道自殺奇謂無偶也夫將有大功
則封為候當數奇之時良可歎息也云々など
あるまとり合せて字面の義といい
と殊あり古今俳諧は
梅の花咲ての後は君恋二詞書は女のも
との人のいふらん後撰
ようなとにきこしてはといひて付け
きば云々拾遺雑下
さるめるくみるみる瓜のほらえてなた

ちやうこんさまのにきもの義考集は
とにきてもあるべきものをにぎ八月祝
よいろくく人をたかせをり仲文集は
にきものを花のあるうるうるやうなら
とちつゝ根さえせまゝ檜垣嫗集詞書
はにきものとも あつまりてよみがるる
べきまをはけさせんとや云々竹取物語
は、かくこにきどしあふをそりあく、
云々伊勢物語下巻は、いこしのにきものを
ひきやとて云々芝山の也りにきも

のそとにざ出のうちある人のいひける古
云々かの答ありけきぞいひける女云々此分歌
集物語書の古見挙ふらんぞ歌乃ことも和歌の乃ことも
數奇の乃ことも八雲の乃ことものその乃
ことも、いひて、そは古今真字序は斯道とも吾
乃ことも書き今取のへたる上巻なほくり出る
ふみのかきまま歌の乃ことも、きしまの乃ことも
うに掌のあやまりまて、よろづ、引已
々續世継十巻の發句のおもは歌の乃ことぐれ

てもまた、又この、のみならも、この、のみ作る、云々大鏡の
巻尾義公の条は按察大納言公任とやに小野宮の
ゆまこあをバ、歌の乃ことぐれみへう、云
々千載集序は發しまの乃ことをなるふるよ
りて、云々又この歌乃ことをなるふるよ
云々伊勢大輔集は
あとくれて生のしき夢しまの乃ことを
とふ〳〵たづきはるあり、二条大皇后宮大
弐集は
へておほうそぎばうりもすきや

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

せんまるをぬきまのあたりものゝ見えるいとおほし連歌ハ近来風体抄一
表ハ連歌のさまハ多年數奇まりて云々猿
樂ハ栗田口猿樂記ハ氏乃の數奇まて云
々茶ハ二水記大永五三ハ有御茶一種々儀
尤有興當時數奇宗珠祇候下京地下入道也
數奇之上手也なと諸道ハ數奇の名目ある
とも不見枚挙しおゝし歌乃戴恩記下ハ今茶
の湯をおし出して數奇とりふハ歌乃の世
なれるゆへ云々

命ぜられのひて君ハ利あるハ
説苑二の巻臣術篇ハ陳成子謂鵠夷子皮曰何與常
也對曰君死吾不死君亡吾不亡陳成子曰然
子何以與常對曰来死去死未亡去亡其有何
亡矣從命利君為之順從命病君為之謀逆命
利君謂之忠逆命病君謂之乱君有過不諫譲
將危国殞社稷也有能盡言於君用則留之不
用則去之謂之諫用則生不用則死謂之諍

前車の覆ハ廿六丁裏
云々

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

覆を覆と書しるハ誤之賈誼が新書、九卷の連語篇ゟ周諺ニ曰ク前車覆ル而後車戒ム今前車已ニ覆ル矣而後車不知ラ戒メ不可レ不レ察ヤ也云々漢書賈誼傳ゟ鄙諺曰前車覆後車誡云々晉書載記十四符堅仙洞御万歳のよし、

仙洞既ニ注スル于上ニ御万歳の後ハ崩御の後之万年の後百年の後などいふおよそ家語、辨政篇ゟ子西曰禁後世易キ耳大王萬歳之後起ニ山陵ヲ於荊臺之上ニ則子孫必不遊ニ於父祖之墓ニ以為勸樂ト也王曰善乃還ル孔子聞レ之曰至哉子西之諫ヤ也入ニ之ヲ於十里之上ニ抑レ之ヲ於百世之後ニ者也云々史記高祖本紀ゟ十二年十月高祖云々謂テ沛ノ父兄ニ曰ク游子悲ム故郷ヲ吾雖ド都ニ関中ニ萬歳ノ後吾魂魄猶樂ム思フ沛ヲ云々漢書高帝紀ノ下ゟ萬歳之後ヲ作ル百ト後漢書賈誼傳ゟ萬年之後傳ヲ之ヲ死母弱子ニ將ニ使ト不寧ヲ云々史記高祖本紀ゟ呂后問陛下百歳後蕭相国即死合ニ誰ヲ代ニ之ヲ云々漢書高帝紀下亦同同外戚傳王太后傳ゟ百歳後善視レ之ヲ云々

此外所見お旧ク

素意、廿七丁裏

素意ハ本意ヲいふなをおなじ四の巻所部畳字門ニ素懐ソクワイ素念ソネン素意ソイ云々、節用集曽部言辞門ニ本ヲ里のかといふ意ソイ云々なと見えて本義ニ、

国衙、廿七丁裏

既注ニ于上ニ、

はぎはら原、廿七丁裏

萩原殿ニ前坊直仁親王の御子既ニ注ニ于上文ニ、

廝子、廿七丁裏

節用集曽部人倫門ニ廝子ソシ云々、左傳十の宣公の二巻二年条ニ及成公即位乃官ニ卿之適子ヲ而為ニ之田ヲ以テ為ニ公族ト一ニ又官ニ其餘子ヲ亦為ニ公族ト一ニ其餘子ヲ其廝子ヲ為ニ公行ト一ニ云々、注ニ廝子ハ妾ノ子也ト一ニ掌ル率ヒ公戎行ヲ云々、礼記燕義ニ古者周天子之官有ニ廝子ト一ニ官廝子ト一ニ官ノ職ト一ニ諸侯卿大夫士之廝子之卒ヲ云々、註ニ疏本ノ巻ノ廝猶ニ諸子ト一ニ也ト一ニ疏ニ謂ノ之ノ廝者ハ衆ヒ也ト一ニ以其適子衆多ク故ニ總テ謂ノ之ノ廝子ト一ニ非ニ適子ト一ニ弟ニ而称ニ廝子ト一ニ也ト一ニ云々、品字箋ニ集註ニ謂ニ嫡ト一ニ廝ハ正室ヲ曰ヒ嫡ト一ニ側室ヲ曰ヒ

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

庶庶亦衆也父衆妾即子之庶母也故嫡出者謂之嫡子樹子而庶出者謂之衆子庶子云々
韻會小補十八（巻御）の韻に嫡庶嫡子一人餘為庶云々
正字通（寅集下巻）に嫡庶妾所出曰庶子云々
などえて嫡子一人のみを庶子といひ又妾子を庶子といふ両説之必竟ハ庶諸相通て諸子の義あるべし嫡子なるも比よしとさせるもよしとさせるもよしとさせるもよ

祇律瞬目動也律云二十瞬名一弾指謂修行人
持齋之法日正當午乃受飲若日過午一瞬則
不當食云々三藏法數四十巻廿一右亦同
ゐいひて閉目の後のよしと
頑なる聾瞽也八丁表
瞍は瞍まゐは叟なり作るべし目ふたがへ
之尚書堯典に師錫帝曰有鰥在下曰虞舜帝
曰俞予聞如何岳曰瞽子父頑母嚚象傲克諧
以孝烝烝乂不格姦云々注に無目曰瞽舜父有目
不能分別好悪故時人謂之瞽配字曰瞍瞍無
目之称心不則徳儀之経為頑云々史記五帝
本紀に虞舜者名曰重華重華父曰瞽叟云々
頑は玉篇に鈍也廣韻に愚也韻會に癡也五
傳六の巻僖公廿四年の条に即聲従時與頑用嚚姦之大
者也云々心不則徳義之経為頑云々品字箋
両集諧に頑鈍也頑然如石言其堅然無知也云
々類聚名義抄佛下巻頁部に頑カタクナシカタ
クナガタクナヘリ才口カナリスルコトナ
シ云々以呂波字類抄三部人事門の巻加に頑カタ
ナリカタクナシ父頑母嚚也云々倭玉篇頁
部

百八十四 ○頑カタクナシ、オロカ、云々、新韻集加部
乎 ○頑カタクナシ、オロカナリ、頑愚、云々、悉
曇雑字記二の巻 頑部 ○頑カタブク「宜作カニカクナ」
シ、ツタナシ、オロカナリ、云々、運歩色葉集加部
○頑カタクナ、云々、源氏、河海抄桐壺 人ろ
くゝゝゝゝなよ、頑云々、梁塵愚案抄引注 巻夏 ○
かゝゝゝゝゝゝゝゝ古ハ、頑の字之、訓
いつる詞の不見いとゞ、今は頑字
をカタクナと訓るぞあぐ、

蘘蘭 廿八丁裏

臣軌を引きゝゝゝゝゝゝゝゝ

秋部ヲ、叫句ヲ引ふるよ覚明が私注ニ三巻ハ以テ浮雲秋風ヲ喩ヘ讒倭ノ之臣ニ以テ叢蘭ヲ喩フ忠良之人ニ
トいへり、古事談一巻ヲ一條院崩御之後、御手習ノ反古トモノ御手筥ニ入テアリケルヲ入道
御覧ジケル中ニ、叢蘭欲茂秋風吹破王事欲
章讒臣乱国トアソバサレタリケルヲ、吾事
ヲ思食テ令書給タリケリトテ令破給ケリ、
云々、源平盛衰記五、巻十二丁右山門落書の段ヲ
叢蘭欲茂秋風破之ヲ王者欲明讒臣隠之ヲ云々、
長門本平家物語二巻六十五丁左ヲ、實ありうな、
叢蘭欲茂秋風敗之ヲ王者欲明讒臣蔽之ヲといへり、云々、などこきの出所おぼし、家語致
思篇ヲ、夫樹欲静而風不停子欲養而親不待
云々、韓詩外傳一、巻七丁左ヲ、樹欲茂霜露不凋
使賢士欲成其名ヲ二親不待云々、同七巻五丁
ヲ、孝子欲養而親不待也、木欲直而時不得也、
云々、淮南子、齋俗訓ヲ、故日月欲明淳雲蓋之ヲ
河水欲清沙石濊之ヲ云々、説苑建本篇三巻三丁
ヲ、草木欲長霜露不使賢者欲養二親不待云
々、同敬慎篇十巻十四丁右ヲ、樹欲静乎風不止子欲
養乎親不待云々、躬源抄十二、末巻ヲ、家語ニ云ク、

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

樹シヅカナラントスレド風ヤマズ子ヤシナハントスレド親マタズあどあるもおもじんぐへ古里野客叢書十一ノ巻廿丁表浮雲蔽日ノ条ニ潘子真ガ詩話ニ云ク陸賈新語曰ク邪臣蔽賢猶浮雲之障ガ日月ニ也太子真ガ詩話ニ云陸賈新語曰ク邪臣蔽賢浮雲能蔽ガ日ヲ長安不見ニ使人愁蓋用ニ此語ヲ东觀ニ孔融ガ詩曰ク讒邪害ニ公正ヲ浮雲翳ノ白日ヲ曹植ガ詩ニ曰ク悲風動ノ地ヲ起ノ浮雲翳ニ日光ヲ傳玄ガ詩ニ曰ク飛塵汚ス清流ヲ浮雲蔽ノ日光ヲ史記ノ亀策傳ニ曰ク日月之明蔽於浮雲ニ救棄ガ詩ニ曰ク浮雲蔽ニ白日ヲ游子不顧返此皆祖ニ離騒ノ雲容々ト而在リ下ニ杳冥々々兮羌晝晦之意ヲ注ニ雲氣冥々使ノ晝日ヲ昏暗諭ニ小人之蔽ニ賢ヲ也東方朔ガ七諫ニ亦曰ク浮雲蔽晦兮使ノ日月ヲ乎無ク光ヲ又曰ク何ノ汜濫之浮雲兮蔽ニ此ノ明月ヲ顧ニ皓日之顕行ヲ兮雲蒙々ト而蔽ニ之ヲ皆指ス讒邪害ニ忠良ノ之意ヲ符堅ガ時趙整ガ歌ニ亦曰ク不ニ見ニ崔ノ徠ノ入ニ燕室ニ但見ニ浮雲ノ蔽ニ白日ヲ之ヲ也ニ

典侍 廿九丁表

名目抄人部ニ曰ク典侍ト云ヘテナイシノスケ

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4

ガラス使用

也、音よハ上下共清て訓例之、後宮職員令ゟ
内侍司尚侍二人、掌ル供奉常侍奏請、謂、奏ノ而請ノ
為ニ女司ノ不渉ニ男官ニ若シ須ノ
渉者ハ自ラ依ニ勅旨ニ也、別ニ貢ル女ヲ雖ト非ニ氏名ニ欲ル
自ラ進仕ト者ハ聽ス是ヲ也 無ク知内外命婦朝参及禁内
礼式、謂ル後宮ノ礼ヲ也 此ノ司ノ女ノ為ス之ニ也 史ニ之事ヲ典侍
者ハ皆取ル女嬬ノ堪ル任ニ
四人掌同ニ尚侍ニ唯不ル得ニ奏請宣傳ヲ掌ル侍四人ニ
得ル奏請宣傳ニ女嬬一百人、云々、禁秘抄下巻ゟ典侍四人ニ
也、此ノ職尤重シ為ル御乳母之人ハ者、諸大夫ノ女聽之ヲ、
只人公卿侍臣ノ女也、侍臣ハ生達公躰ニ也、大臣ノ子、
頗ル無例、大臣孫少々有リ例所謂国信カ女ニ也、只聽ル
色品人不ル好此職ヲ事ニ也、候ス御陪膳ニ著ル禁色ヲ青色
尤モ可シ恐思事ト欤云々、女房官品ゟ内侍のかけ、赤色
大納言の娘、日野勧修寺の宗徳の人々の娘
まゐる云々、職原抄後附ゟ典侍四人、相當従四位
云々、假名抄後附女官の条ゟ典侍四人、各喚名ヲ分ツ
一ツヲ曰ク大典侍ト二ヲ曰ク加姓ト或ハ藤大典侍、或ハ源大
典侍三四、權中納言、典侍宰相、典侍称之ヲ而不ル
郢曲エイキョク 廿九丁表
行ケ大字ニ也、云々、

吾妻鏡一の巻九丁表酒宴郢曲ノ際無隆ノ輿ニ云々三の巻九丁表別當自ニ京都ニ招請ニ兒童ヲ号ニ惣ト玉ヘリ去ル比下着ス是郢曲遠者也以ニ之為ニ媒介ト所ニ勧申ス盃酒ニ也垂髪吹ニ横笛ヲ梶原平次付ニ之ニ又唱歌ス畠山次郎歌ノ今様ス武衛入ニ興ニ給ニ云々又六の巻ノ六丁左向ニ静ニ旅宿ニ抗テ酒催ス宴ヲ郢曲盡ス妙ヲ云々又六の巻ノ十四丁裏六の巻ノ三丁裏曲歌ノ催馬樂ヲ云々信濃国保科宿遊女長者依テ訴訟ニ事ニ參ノ侘ス召ニ出其女ヲ一聞ニ召ス郢曲ヲ云々古今著聞集廿の巻四十一丁表ニ曰披講畢テ朗詠あり嘉辰令月歓ノ万春山不ニ譲ニ高ニ壌土ニ次ニ今生世々俗の句等之、予ニ古是を毎ニ人々聲をたゝく、氏三ケの郢曲ノ心をもて競宴の音趣とする一の巻ノ廿丁表之、云々十訓抄十二の巻ノ廿一丁表ニ云はゆるあやしの和歌を好む輩ニ人ともそてあそれ撰集をもけがしたる咎ノ少なからぬ中ニ云々建武年中行事寅日殿上ノ酒ノ條ニ曰郢曲の輩おして生あらんかとうたふ云々遊庭秘抄數ノ条ニ曰数十人うつきて郢曲の人もの之云々徒然草十四段ニ曰梁塵秘抄のことばなそ又あはれ

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　　ガラス使用

あるまじ　ハ如何の先生、云々、壽命院抄ヨ、梁塵
秘抄、郢曲ハ後鳥羽院御作也、神樂催馬樂ナド
アツメタル書也、後成恩寺殿薫良公注アリ、
云々、野槌ヨ、野ハ楚国の都之、文選ヨ有リ歌於
郢中者云々、ヨリ古歌謡ヲ郢曲トイフ之云
云々、慰草ヨ、郢曲ハ文選ニ宋玉對楚王問ニ云客有リ
歌於郢中ニ者云々、元稹ガ梅ノ詩ニ郢曲琴空奏郢ハ
楚国の都之、是より歌謡ヲ郢曲トいふ之云
々、文段抄ヨ、梁塵秘抄ハ雲州抄ヨ、後白河院
の御作トあり、野槌等の諸抄ヨ、後鳥羽院の

御作といつるハ誤なや、云々、公事根源五郎
の条ヨ、郢曲の事おしてはかりみらんなどうう
ふ云々、集釋ヨ、郢曲謳歌也云々、代始和抄御
前試の条ヨ、郢曲の殿上人などまありて朗
詠今様乱舞などあり、云々、尺素往来（羣書類従本十二丁裏）ヨ、詠曲月卿雲客、或今様或朗詠被（レ）尽（サ）二藝（ヲ）能（ヲ）ラ云々、應仁略記（羣書類従本上廿丁表）ヨ、早歌の
郢曲其流を汲ヨハ盛阿弥、奥阿弥と
少之し、両人共名を発し、後小松院ハの御
行業の題目をもり、云々、太平記音義（上の十
九丁裏）

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

な、郢曲エイキヨク、云々、又よの巻、郢曲エイキヨク、云々、長烏帽子随筆ま、郢曲ハ、歌ヲウタフコトノ惣名ニ、催馬樂今様其外何ニテモウタフ事ニ、郢曲トテ定リタル歌ハナキ也、云々、類聚名物考樂律部ニ、郢曲ハ、詠曲俗ニ郢曲ハ、楚国の都の名ニ、其処ニテ謳ヒ曲ありしより、此方ニテも、駿河舞、早歌のごとく、俗謡の伊勢音頭、岡崎唄の類をも、郢ト、後世俗ニハ、詠曲と書り、郢字の目遠きよりてニ、京都ノ軍家の比の記録なとニハ、多く詠曲と書り、皃ニ歌謡の惣名とあり、云々、善、歌者曰ニ郢人ト、よし、夢渓筆談四巻ニ見ヘ、

渕酔 ヲシ スヰ 日九丁表

建武年中行事四月の条ニ、殿上渕酔あり、藏人頭以下ニ堪ル者のことも、臺盤ニ付く、六位藏人勸盃ニ、朗詠二首、今様一首、三献のごとび、極薦の花人けんをいたゞき、次ニ立ちさら皃をもとの処ニ、賞翫して、細拍子をうつ、此時ニ

肩(カタ)ぬぐ、今様の後、乱舞(ランブ)など及ぶ、皆座(ザ)をつらぬ

ふ、立伍(リツゴ)小枚(コマイ)數(カズ)をつくして、花人(ハナビト)ども三反(ミタビ)あり、

侍倚子(ジイス)の前よりおりみち

蔀(シトミ)より侍らんとし、女房あまた

んなさふらふ、予はてゝ中ある推(オ)参(マヰ)の次、其義

おあり、但公卿の座ありて、先勸盃(マヅカハキ)簡の在ところ

をしらむる、云々、略解 二の巻 四丁表 殿上渕酔、

雲客所役(ツトム)也、両貫守已下、於(ニ)殿上(一)有(リ)盃酌事、

絃管屬文之人、隨(二)其(一)催(レ)献(スル)朗詠雑藝等無(シ)定法(一)

云々、又十一月寅日、殿上の渕酔あり、朗詠今

様などうたひて、三ところ乱舞あり、次

第の者をはきて、女官(ニョウカン)の戸よりの内へうて

一を経て侍所殿のをきまうけ下(シタ)まおりて、

北の陣(ジン)を廻(メグ)り、五節(ゴセチ)おまひもとのまおりてそおさんなをとあり、郢曲(エイキョク)の輩おして

まおらんなどうたふ、后宮女院あど、渕

酔あまバ、今日昨日のほとあり、云々、公事根

元十一月五節の条、寅日ハ、殿上人の渕酔あり、朗

詠いまやう、あどうたひて、三献をてゝ乱舞

あり、汗衫(カザミ)の者をはきて小

の陣を廻(メグ)りて、

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　ガラス使用

五節おはむのふ、其後おのおのよりて推条
などあり、郢曲の輩なりしてまねらんなどう
たふ、后妃女院おと、渕酔あまバけふあたの
ほとあり、云々、代始和抄は、殿上の渕酔は、寅
卯の日ぜひあり、殿上人とも、直衣或ハ衣冠
などいろ〳〵の出(ダ)しぎぬ(衣)をして、盃酌をとり、
むしろ詠今やうあどうたふ、寅の日ハ、勧無極
霊山帥山を出(ダ)し、卯の日ハ、新豊蓬莱山をう
たふといへり、貫首のくらゐの人級をとき、乱舞のあ
りきぬかづきといひて、女房あど見物せ

しもとも、むかしハ者はけるよや、云々、渕酔の
作法、二水記、大永二年正月二日の条、ほくはし中右記、寛治
八年正月三日、条、嘉保三年正月
三日、条、永久六年正月三日、条、台記、久安二年正月三日、条、玉海、治承二年正月三日、条、同
山槐記、治承二年正月三日、条、同
三年十一月十三日、条、続世継、六の巻
ちる庭のおも源平盛衰記、一の巻十丁裏、廿五の巻
東世一の巻九丁表、古事談、一の巻廿六の巻廿五丁
をべからば、吾妻鏡、三の巻廿八丁裏、竹葉勧宴酔(スイ)、
塩梅調(トヽノヘ)陽味(ヤウミ)とも有て、音殊(オンコト)なれど、渕酔(エンスイ)宴酔(エンスイ)
お通じ書るり、酒宴遊興のみ取いひて、正月

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

二日、三日、十一月寅日の殿上、淵酔は公予之、
又私の興宴ともいへる、是と知べし、
淵酔方のことあるハ、今様朗詠なと弦指て
いへる之、

拝趨（ハイスウ）　廿九丁裏

礼記曲礼上ニ趨（スウ）遭（ソウ）先生ニ於道ニ趨テ而進ミ正シ立テ拱（キョウ）手ス、
先生與之言ハ則趨テ而退ク云々、疏
（注疏本ノ二ノ卷）ニ遭（ソウ）先生ニ至ル拱（キョウ）手ス者、此（下）明道路與師長
相逢ノ之法ヲ遭（上）ハ逢ヘ也、趨ハ疾也、拱（キョウ）手見（ケン）師ヲ而起敬故ニ
疾趨テ而進ミ就ク之也、又不ル敢テ先生ノ所為ノ故ニ正シ立テ
拱（キョウ）手ス而聽先生之教ヲ云々、夏山雑談（三ノ卷）の
趨ノ礼上中下三段アリ、事林廣記ニ詳ニ見
エタリ、趨ハシルナリ、我ヨリ上輩ノ人ニ路
ニテ逢時ハスルく〳〵ト走リ寄テ礼ヲスル
ト也、云々按ニ拝趨ハ朝参シて勤仕
奉ル之ヲ〳〵、太平記（一ノ卷）の後醍醐天皇御
治世の条ニ貴族ノ一人鎌倉へ申シ下シ奉テ征
夷将軍ト御ス武臣皆拝趨ノ礼ヲ事トス、云
々又（三ノ卷）の主上御没落笠置ノ条ニ當今拝趨
ノ人々ハ、云々、又（廿ノ卷）の南朝興義詮代御和睦

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

の条ゟ、此間持明院殿方ニ拝趨セラレケル、諸卿皆賀名生殿へ参ラル、云々、音義、上の一丁表

ゟ、拝趨ハイスウ、云々、薩天錫集渓行詩ゟ、鯉鮮大如二江鱸一、奉レ觴酌レ酒前拝趨スともゑゐ、

一變ヘンの刻ハツ廿丁表

長講堂領一變セヘ刻ハツ朝恩とも至テ放さるゝ之列子天瑞篇ゟ、一變為ルレ七ト云々、

公雅卿廿丁裏

系圖ゟ、三條實継貞治六内大臣従一位、嘉慶二、六廿四薨ス七十六、公

豊正二位内大臣号二三條一称名院後三条

實豊権大納言正二位薨ス四十四、応永十六、六廿四薨ス七十一、公

雅権大納言正二位贈内大臣応永廿四年八ノ十二薨ス四十四、応

補任五の巻ゟ、開院家三條公雅卿、応永十三、三廿四参ル、木廿三云々、同廿五、六、五ニ権大納言廿五オ

同廿六、正、六ニ正二位廿六オ、同廿四、八ノ十一薨ニ、十四オ、法名祐戒云々、公卿補任称光院上ノ巻ゟ、応永廿五年の条ゟ、従二位藤公雅廿五太宰権帥六月五日任二権大納言一云々、又称光院下巻ゟ、応永卅四年の条ゟ、権大納言正二位藤公雅、四十八月十二日薨、頓死法名祐戒云々、

賢憲ケンエ卅丁裏

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　　ガラス使用

上北面ノ監入道賢憲ヨリ、其傳来考、

南方渡御ノ事 廿一丁表

故院崇光院、南朝ノ天氣ヨリ、南山渡御ノ事既ニ見ニ于上文一、

範定卿ノ事 廿一丁表

諸家傳補任三巻ノ内、冷泉範定卿、範康一男、應永十四、六、八ニ従三位、元ハ治部卿、同十六、七、廿三ニ兵部卿、同十九、正、五ニ正三位、同廿八日ニ上卿同、同廿二、十一、出家云々、公卿補任、後小松院下之巻、應永十四年ノ条ニ、従三位藤範定、六月八日叙元ハ治部卿、故左ノ近将監範康一男、云々、又光院上巻、應永廿二年ノ条ニ藤範定十一月日出家云々、

美作入道正永 廿一丁表

冷泉大納言永基卿ノ實父ニ、其傳来考、

院ノ御子 廿一丁裏

院ハ後小松院ニ、後花園院ハ、後小松院ノ御猶子ナレバ、御子ナレバ、ナラセラレシ也ケレバト、書キ、ナラセラレシ、ト見ニ于上文一注、

箱屋ノ山風 廿二丁表

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

貌姑射山風靜まりて、仙洞の静寂とめてくるおはしまさんよし、唐名抄に、院、居所、姑射山。云々、奥義抄、中の下巻の住所也、尭遁二帝位一居二姑射山一、この四字おもふべし、みのみのどかなれば、射山とかゝれ、云々、色葉和難集波部に、そこやの山、清輔云、仙人のそもおはしますべきおりなのみのとのおもふべきまたなどをもよそへてそこやの山とも、射山ともいふ也、云々、色葉集中の二巻に、藐姑射山也、或曰仙人住処也、尭遁二帝位一居二姑射山一、氏故もおもなの所

門をバ姑射山とハゆゝしくも、云々、千載集序に、そこやの山のふもとの谷に菊の水、万代をむすびきのひとしほ、云々、同集賀部に、後成

百手俊浦しまのおかへもとまもとや

の山ハときは成べし、寂蓮集に

ゆとかあるをこやの山ふもとの谷と神

と君をのちもをぞ祈る、新勅撰雑歌、後成長

歌に、今のまこやの山風の枝もあらきだに云

づけさに、云々、此外歌よみもろ〳〵筆をし

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　　ガラス使用

うゝ〜荘子逍遥遊より藐姑射之山に有神人居焉、
肌膚若氷雪淖約若処子、云々堯治天下之民、
平海内之政往見四子藐姑射之山汾水之
陽窅然喪其天下焉、云々山海経四の巻東山経より盧
其之山南三百八十里曰姑射之山無草木多
水又南水行百里流沙行百里曰北姑射之山無
草木多石又南三百里曰南姑射山無草木多
水云々又十二の海内北経の巻列姑射在海河洲中姑射
国在海中属列姑射云々傳より列姑射山名也、
山有神人河洲在海中河水所経者荘子所謂
藐姑射之山也云々列子黄帝篇より列姑射山
在海河洲中山上有神人焉云々萬葉集十六の巻
丁表より心字之無何有乃郷尓置而有者薗孤
射能山乎見未久知香裳、此歌ハ仙洞をよ
めるあらん、

逆浪ゲキラウ　卅二丁表

以呂波字類抄七の巻計門より逆浪ゲキラウ、云
々四海の内とりあつめり兵乱を逆浪といへ
り韻府より杜甫が詩元稹が詩などの逆浪の
字面を挙ぐるハ、ぐて兵革より波浪のこと

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　　ガラス使用

あらば、
竹園（チクエン）ゟ二丁裏

下学集人倫ゟ、竹園（チクエンハ）親王、唐名也、云々、唐名抄ゟ、親王居所、梁園、云々、右記ゟ、梨壺、五葉、竹園、兩容、（兼明具平両親王也）云々、徒然草（初段）ゟ、帝の御位は、いともかしこし、竹の園生（ソノフ）の末葉まで、人のたえなめぞやんごとなき、云々、壽命院、抄ゟ、竹園トハ、親王ノ御事也、皇孫ノ末々マテト云心也、云々、文段抄ゟ、竹のそのふの末葉まで、竹園とハ、親王をヤフ之、末葉とハ孫王なりとかゝ、史記、世家（三十八の巻）ゟ、云、於（テ）是（ニ）孝王築（ツク）東苑、三百餘里、注（ニ）云、在（レ）宋州宋城縣東南十里、俗人言（ヒ）梁孝王竹園（ト）、云々、故實拾要（一の巻）ゟ、親王唐名竹園、云々、昔傳拾要（一の巻）ゟ、親王は帝門の嫡子也、竹園とも申、但天子の嫡子といへばいつの世も皆親王ことゝのみ申せど、左（サ）（ハかゝし、親王宣下とて帝より爵免を受け給ハヾ、親王とハヤ）うゝし云々、倭訓栞（十四の巻多部）ゟ、竹のそのふは生の義也、親王を申せるこゝ云々、藻塩草（十五の巻親王部）ゟ、年をへておひそふ竹のそのふのうちまは

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

きこせざるべき君のそ代ぞ
あさぼらけありあけの月をみるかひ
なきあまのつりぶねかすかにも
あはれその代の海士のさねん氏二首親王をよ
そう、親王を行園と申し、云々、新千載雑中、新後
拾遺雑下、夫木抄雑十七、李花集下巻、無好集などに歌
もよみ名もこれあれどもこれぞめでたき
皇統再興（クワウトウサイこう）廿三丁表
一本に皇胤とあるも通ず、紹運録は、後嵯峨
院、後深草院、伏見院、光厳院、崇光院、栄仁親王、
貞成親王、後花園院とつづきて崇光院の御
血脈（ケチミヤク）再興と書き、崇光院は、
後嵯峨院の御血脈（ケチミヤク）也、後嵯峨院の御霊（ゴレイ）と
もよべしとも書れしこと、皇統は、神武天皇よ
り以後、人皇統の世数を称せる字面之後
漢書鄧騭傳は、援立（エンリフ）皇統（コウトウ）奉（ホウ）義（ギ）大宗（タイソウ）云々、穢書、
礼志は、皇統崇極兼運至重、云々、文選、六臣注本三の
巻張衡（チヤウカウ）東京賦は、怒（ド）皇統（コウトウ）之見（ケン）替（タイ）云々、又同十の巻
潘兵（ハンペイ）西征賦は、勲（クン）皇統（コウトウ）之孕育（ヨウイク）云々、又同五十四の巻
陸機（リクキ）五等諸侯論は、皇統幽（イウ）而不（シカ）輟（テツ）云々、晋書、
恵帝紀は、朕（チン）以（モツテ）不徳（フトク）纂（サン）承（ウケ）皇統（コウトウ）云々、などぞ、

再興は節用集左部言辞門ヨ、再興サイコウ、云々、
運歩色葉集佐部ヨ、再興サイコウ、云々、下学集言辞門ヨ、再興サイコウ、與ト興同字也、云々、国語三の巻の周語下ヨ、叔向告テ之ニ曰ク、異ナル哉吾聞ク之ヲ曰ク、一姓不ト再ビ興ニ、今周其レ興ラン乎、其レ有ニ單子也、云々、全唐詩、張説ガ晋陽宮、應制、詩ヨ、六合啓キ昌期ニ、再興廣ス聖縦ヲ云々、此ノ如キ如見ホ洽シ

椿葉記(チンエウキ)ヲ三丁表

増鏡四ニ神山ヨ、その冬はふらでのひて、石清水の社ヨ、

んじのはどうなし給ひて、ひこ〳〵まとろませもやへうよ、神殿のうちヨ、椿葉のこのげふなどあらんまゝと、いとあさやうなるあさぼらけのきこえそらちびんじわふときゝて、らんじあげられバ、ゆうべ宮ばみとられる星の光もけさやうていと神さびたるいろ見えたる時雨あらんと、あやしくおはさるれど、人々ハ、はるまゝに、とまれうくもあまといよ〳〵学問をせさせあ年もかうぬ春のはじめあべてはど

くなほけくさうきこのみそひとよどん
ゆまねこらしげあるむ月のいつかより内
の上さいあらぬ事ありて七日のせちゑな
も事はりもはの世おいねばいとさうくし
しく人こをおはしあるに九日の暁うく
れさせおひぬとて、おしまりおし云々古今著
さしまゝともいふをうりあつとあ
聞集八の巻好色第十一
天皇とや八土御門天皇の第三の皇子之父
の事門寛喜三年遠ありて、崩御のゝち後
八事めのと大納言通方卿のもとにおたち
ある事侭居つてもらさせありへば法住寺殿
覚しもよらだ大納言さへ才まかりなん
けきバ仁治二年の冬の比八幡へ参りなひて事出来のいとまやさせねばけるふ
暁法宝殿の内より徳是北辰椿葉影再び陀と鈴
のこゑのやうにてまきらくまでそせありけきバそこそ示現あらめとうれしくて還事
ありけり本の通成中将の亭へ入らせ給
ハで事祖母兼好門院のおはへ入

らひて、そ年もくれよ、日、四條天皇十二巣禁中にて、御のあ
うよし、けるうけ給ぶ、後堀河院の御方よ
ハ、御待まうせおふべき、おかしまさ
び、定て法渡院の御遠ぞ践祚あらんばら
とて、きくおきる、ハ、御の卿
相雲客、四辻の修明門院へ
とも、天照太神の御をのら
岡十九日関東より、城ノ義景おのぼり
て、ひそうま、義時門院へ参て、御位ハ阿波院

の宮と定、十仍之、云々、本朝文粋、九巻の後江
相公、早春、侍二内宴一賦二聖化一万年応レ製詩序ま、乃チ
知ス撫レ民之期、海田屢変、農圃運、陸谷頻遷レ徳、是レ
北辰椿葉之影、再改尊、猶南面松花之色、十廻リヌ
豈只天意乎抑亦人望之也、云々、新撰朗詠下帝王
部ま、徳、是レ北辰椿之影再改レ尊、猶南面松花之
色十廻後相公江云々、詠曲ま、椿のおげハ八千と
也、松花の色ハ十あまり、万巣緯と、うたふ
桜ま椿葉ハ、荘子逍遥篇ま、上古有リ大椿一者ハ以テ二八
千歳一為レ春、八千歳一為レ秋、云々、林希逸注ま、大椿、

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

木ノ名ニ也、大椿之生ニ一万六千年方ニ當ツ一歳ニ云々、
列子湯問篇ニ上古有リ大椿者ヲ八千歳ヲ為レ春ト八
千歳ヲ為レ秋ト云々トあるよりて、春秋の字を
椿といひ、葉は世影は日月をいへバ世の改る
とて、椿葉の影改ルとハ書るゝ本平記の巻
持明院両主上遷幸吉野の条ニ北辰光消
テ中夏道闇キ時ナレバ、共ニ椿嶺ノ陰ニモ
寄遠ク花山ノ跡ヲモ追バヤト思召ツレド
モ、云々とあるハ、吉野の内裏を椿嶺と称し、
其陰ゟよりて、花山法皇の跡をしたひ世を
世を遁ゞバやとのよしうたゝ大椿の生ゝる嶺
といふ義ゟて、椿嶺と御ふ河ら書しあるべし、太
平記音義下巻廿四丁表ニ、椿嶺チンレイ云々記は
説文ニ疏ゝ也、博雅ニ識ゝ也、釋名ニ紀ゝ也、玉篇ニ
録ゝ也、廣韻ニ志ゝ也、など注して物を書ゐる
よしの字也、
道欽ダウキン廿三丁表
貞成親王カタナリの法諱ゝ此記の作者ゟて後崇光
院ゝ依委註ゝ于上文ニ
顕露アラハなかきの也、廿三丁表

顯露はアラハ之物語草紙ゟ、あらはゟ作者
の名字を書載ゟるハ少キを、今ハ稀ある例
ゟりて書加へしよし、以呂波字類抄七の
巻計部 畳字門ゟ顯露ケンロ、節用集計部 言辞門ゟ顯露
ケンロ、云々、運歩色葉集計部ゟ顯露ケンロ 云々 魏
志、十四の巻劉曄傳注ゟ、夫兵ハ詭道也、軍事未発不
厭其密也、陛下顯下顯然露之臣恐敵国已聞
之矣、云々、周礼十の巻大司徒、云々、三曰以陰礼
教親則民不怨、云々、疏ゟ、陰礼謂昏姻、礼不可
顯露故曰陰礼也、云々、あゞ字面ゟ見ゆるし、

不豫、卅三丁裏
海人藻苅、上卷九丁表 不豫、帝王之病患也、云々、故
實拾要ハのゟ、不例不豫、違例御惱、是皆天子
ノ御病氣ヲ云也、云々、字義ハ、孟子梁惠王下ゟ、夏
諺曰吾王不遊吾何以休吾王不豫吾何以助
一遊一豫為諸侯度、云々、注ゟ、豫亦遊也、遊亦
豫也、云々、疏注疏本ハ上の巻ニゟ、統而言之則遊與豫
皆巡行也、別而言之則遊者自所縱至於適也、
豫者有所適而至於樂也、故於遊則未至於豫
豫則不止於遊也、ト見えて、天子は四海を家

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

と、巡狩を以てよう、其病患のうめる止(トマ)るを、不豫(よろこばざる)と云(いふ)、不遊(あそばざる)を不豫と云(いふ)、孟子(公孫丑下)を以て孟子去(ル)齊(ヲ)、充虞路(ニ)問(テ)曰(ク)、夫子若(シ)有(ルカ)不豫(ノ)色(ト)、然(リ)云々、吾何為(レソ)不豫哉(ヤ)、云々、注(ニ)、充虞謂(ヒ)孟子去(テ)齊(ヲ)有(リ)恨心(ニ)顔色故(ニ)不(ル)悦(ハ)也、云々、此(ハ)、不豫を、不悦の義(ニ)用(ル)も、病悩の義(ニ)も通(ズ)べし、尚書金縢篇(ハ)、王有(テ)疾弗豫、注(ニ)、武王有(テ)疾不(ル)悦豫(ヲ)云々、疏注(ノ)本(ノ)卷(ノ)十(ニ)、顧命(ニ)云(ク)、王有(テ)疾不懌懌(ハ)悦也、故(ニ)不豫(ヲ)為(ス)不悦豫(ト)也、何休因(テ)此(ニ)為(テ)例(ヲ)云(ク)、天子(ニ)曰(ヒ)不豫(ト)、諸侯(ニ)曰(ヒ)負茲(ト)、大夫(ニ)曰(ヒ)

犬馬(ト)士(ニ)曰(フ)負薪(ト)云々、莊子(應帝王篇)(ハ)、何(ノ)問(ヒ)之不豫(ル)也、云々、あと(ハ)、

三條(サンデウノナカイウ)前右府(サキノウダイジン)

三条前右大臣公冬公也、系圖(ハ)、公冬、元(ノ)公量改(ム)公光(ト)、又改(ム)公冬(ト)、應永廿七年十二月五日、右大臣享徳四年出家号(ス)後(ノ)白川(ト)、云々、諸家傳補任(三卷)(ハ)、三条公冬公後(ノ)白川(ノ)右大臣、元(ノ)公量改(メ)公光(ト)、又改(ム)公冬(ト)、應永十九、正、五、従三位左中将如(シ)元、云々、同廿九、十二月、五(ニ)右大臣同廿九、正、五(ニ)従一位、同卅、十、辞(ス)永享四、改(ム)公冬(ト)

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

享徳四　出家、云々、公卿補任、後花園上巻下
徳四年の条に、散位前右大臣従一位藤公冬
月日出家、云々、後小松院崩御記に、東山の泉涌寺とのふあへ法華堂あり、
とり、泉涌寺とのふあへ法華堂あり、
かゞのことあれども、前右大臣公冬公之
以下の上達部上人、うちまて供奉して
まつる、云々、
○右府は、拾芥抄中の本官位唐名ノ部に、右大
臣右丞相右僕射右府、今ノ世号ニ右相府一或ハ右相
國、云々、右府右幕下などの右は、皆イウと訓
べきを、近来ウと訓るハ、誤之、

侍志ものつけ、卅三丁裏
光範門院、のまて侍出家ありしかゞて墨
染の衣をめしゝゝゝゝゝ
信子、贈左大臣藤資国、女、准大臣資教公為子上
称光院、母、云々、
むかゝもの殿、卅三丁裏
室町殿のゝ、既ニ注ス二于上文一、
教好軍の代之、
加階の事、卅四丁表　武時ハ普広院殿義

以呂波字類抄三の巻(新畳字門)ま、加級カキフ、加階カハイ云々、節用集(加辞部言)ま、加階カハイ云々、運歩色葉集(加部)ま、加階カハイ云々、故實拾要(十の巻)ま、加級、加階是皆位ニ昇リ、従五位上ニ昇リ、或ハ五位ヨリ従五位下ヲ経テ昇ルヲ加級、加階ト云也、云々、江次第ヲ抄ニ叙位(五月五日叙位の条)ま、加階自リ(江次第考ニの巻ホ同)建武年中行事ニ至テ正四上ニ云々、てひそのようたるおとこ、花人弟ま、氏の爵あど、おのく叙しはてゝ、打紙ニまかせて、加階を奥ようそしきまま、位号月日を書てそし(マヽ)巻のへして筥ま入て奏聞ス云々、略解(二の巻九丁表)ま、加階、公卿以下四位以上ま也、有リ二尻付一見ユ二于江次第弁中右記寛治八年ト記ニ一、又謂ニ一、加階ト者別ま也、見ユ二于叙位抄ニ一云々、按ニ一、加階従五位下より、従五位上ま(次ヵ)あがり、正下ま成をいふよし、西宮記、江家次第、江家次第ま、成事根元あどの巻を考て知べし、正階ハ等級也、說文ま陞ま也、玉篇ま登ル堂ニ道ま也、劉熙カ釋名叙宮室ま、椽ま也、如ニ椽之有ニ(カ)等差一也、廣韻ま級ま也、增韻

ま砌也、あゝど注し、礼記、少儀、註疏巻卅五の巻卅ま、階、上進、者也、疏ま、正義曰、階、是等級人、升、階、必上進、故、以テ階ヲ為ス上進ト隠義ニ我ニ云、階、可シ升上ス故ニ云フ上進ト也、云々、同書、喪大記註疏巻四十四の巻四ま、階、所ノ乗テ以テ升ル屋ニ者ニ云々、階、梯ヘ也、云々、國語中ま、夫レ婚姻ハ禍福之階ヘ也、注ま、階、梯ヘ也、云々、後漢書、公孫瓚ガ傳、註ま、階、梯ヘ也、詩ニ曰ク、職ト為ニ乱ノ階ヲ云々、品字箋、孟集皆諧ま、繫辞ニ乱ノ之生ス也、則言語以テ為ス階ヲ云々、階、梯ヘ也、云々、大雅、誰生厲ニ傳ニ石碏曰ク、将ニ立ント州吁ヲ乃定ム乱ヲ之矣、若シ猶未ナラ也、階ヲ之為ノ禍ヲ唐、百官志ニ文階、自リ開府至テ将仕郎ニ二十八階、為リ文散官、武階、自驃騎至テ倍戎ニ二十一階、為リ武散官ニ云々、公式令ま、令條内称ス階位ノ者、正従上下各為ス一階ト云々、階ヲ率テ二階ヲ為ス一位ト云々ともゝ見えて、位の高卑を階の上下ま、ゝへしゝ之、其位階を加授ふも、加階といふ、加階のまゝ、選叙令ま、凡ソ初位以上、長上官遷代皆以テ六考ヲ為ス限ト云々、一考上ノ上進ム二階ヲ叙ス其進加四階ヲ云々、各聴ス依テ法ニ加階ヲ云々、拾遺雑上、元輔歌詞書ま、かゝいし侍るべのりし年、そし侍らて、云々、頼政集詞書ま、正下の加階して侍り

し叶、右馬權頭隆信の、
ひのついにとて、云々、又加階後はとみく成
上はのしまつるもうれ少て、み納言資隆が、
もとより抜ん出つのかれにとて、云々、清輔集詞
書ま、讃岐の院ま加階の礼を、み中を待りけ
るが、云々、空穂花閑（下巻卅丁裏）ま、七日ま成て、人
々かくいしわふ、右のおとゞ、正二位左大将
成、従二位左衛門佐、四位参のこかうぶりえ
わふをんなかうぶり一のいこえて、内侍の
かみ三位のかくいしわふ、云々、同書国譲（下
の

ま、のくてかうぶりまひまうの人
のくいしわふ、大殿右大将殿二位ま成給、東
宮のおけ四位階とそ、てくじ廿右大弁三
位ま、いへ、あこの、ま、もんのおやうかう
ぶりえわふ、女かうぶりいふ、女御かういふ、
のうぶりなりぬ、めのこともあていた、云
々、同書、楼の上下の二巻七ヶ、かのさうじみ
ま、正二位のかいをものして先ほらの
あるをとゞめ初のんまんかの男ともそ
あるべきおとまきとそ、内大臣右大将成

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

五位ノ加階（カイ）

五位ノ加階（カイ）

紙らう葉(リヲ)記(ス)云々、あど、枚挙(ス)遑(アラ)あら(ず)

扶桑拾葉集第十九巻所(レ)収(ル)之椿葉記中
柳榮御臺盤所(後一位繁子御方 近衛関白殿下
御女 實ハ薩摩中将殿ノ女也)
御問之條目可(レ)奉(レ)注(二)進之(一)、天保三年六月十日受
水戸相公公之命(一)雖(レ)然嬰(二)于目疾(一)不(レ)能(レ)採(レ)毫徒経(二)
光陰(一)八(二)十許日(一)于(レ)此至(二)九月念一日(一)始對(レ)机十
一月念二日脱(レ)稿實(二)起(一)於甲子終於甲子中間
六十日而奉(レ)進(二)覧之(一)者也
平小山田與清謹識

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4

ガラス使用

835
26
4

国立国会図書館　　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4

ガラス使用